

刑は大夫に上らず

—宋代官員の處罰—

梅原郁

はじめに

一 唐から宋へ	二四	(一) 編管の姿	二五
(一) 宋代の貶官	二四	(二) 編管州軍と量移	二六
(二) 唐律の變貌	二六	四 新しい時代の處罰	二六
二 免官と免所居官	二五	(一) 責授と安置	二六
(一) 刑罰用語の推移	二五	(二) 安置の諸相——東坡兄弟	二七
(二) 追官の周邊	二五	五 分司と居住	二七
(三) 勒停とは何か 附衝替・差替	二五	(一) 留臺と分司	二七
(四) 失入死罪の處罰	二六	(二) 分司官と居住	二七
三 死罪の減免	二六	六 赦文と赦復	二六
(一) 除名	二六	おわりに	

はじめに

舊中國では、官員が刑罰に當てられた時には、一般庶民と區別され、特典を與えられたと言われる。たとえば、仁井田

陞氏は次のように説明されている。^①

官人自身も刑法の適用から排除されてはいず、そしていつも實刑をまぬがれていたわけではなかったが、官吏は免官除名などによって實刑をまぬがれることができた。いわゆる「刑は大夫に上さず、禮は庶人に下さず」という身分的刑法の原則が、ここにあらわれていた。

この文章は、一つの雰圍氣を伝える點では間違っていないけれども、「身分社會の舊中國では、經書の理念を遵守し、官吏は實刑を免れることができた」という方向に誤解される恐れは十分にある。

ところで、小論でも標題に使う「刑不上大夫」は、普通には「禮は庶人に下らず、刑は大夫に上らず」と讀みつがれてきた『禮記』曲禮の一句であることは斷るまでもあるまい。しかしこの句を「刑罰は官吏に加えない」といまの言葉に直してしまうと、ニュアンスが違つてこよう。後漢の鄭玄は、この五字に對して、「賢者は法を犯すを與さず。その法を犯さば、八議の輕重するに在り、刑書に在らず」と注釋する。ここで言う主語の大夫は、あくまで士と庶より上の身分、すなわち『周禮』の「八議」を借りれば「貴」に相當する人たちで、處刑の時は特に句師氏の手をわずらわせ、あるいは「朝に戮せらるる」恩典を與えられていた。つまり「刑不上大夫」は、本來、官員全部、ましてや「吏」などを含める概念ではなかつた點は留意しておく必要がある。

時代が下り、「唐律」の世界を一瞥すると、これも仁井田氏が言及されているように、一般民衆（庶人）の正刑に對し、官員とくに流品を持つ者が、その品等に應じて罪一等を減ぜられ、また「官當」はじめ、「除名」「免官」「免所居官」等の閔刑を認められたのは確かに大きな特典である。ただこの様な「實刑を免れる」ことの中身に、かなり幅があつた點を忘れてはなるまい。次の宋代の例で言うと、死刑の實刑は免除されても、流罪に相當する編管は嚴として存在し、別の意味から言えば、死刑が流刑の實刑に變つたに過ぎぬ。いまひとつ留意すべきは、『禮記』の刑に、肉刑・體刑のニュアンスが含

まれている點であろう。宋代も十一世紀後半になると、餘程特別な場合を除いて、官員に對する不死、不黜、不杖の三つの恩典が確立した。^③死刑、黜面（もしくは刺字）、そして附加刑としての杖打の免除がそれである。これらのすべてを含めて「刑は大夫に上らず」と解する例はなきにしもあらずだが、多くは、五品官以上の上級官員の場合に限定され、^④やはりそこに、死刑を含めた肉體的損傷を加えぬ趣意が窺われる點は、あわせて指摘しておく必要がある。

さて、この小論では、宋代三百年、装を新しくした君主獨裁・官僚制度の中で、官員が罪過を犯した場合、どのような懲罰や處分を受けねばならなかったかを、トータルに描き出すことを目的とする。宋代十世紀になると、唐代あるいはそれ以前とは、比較にならぬ規模で官僚組織が発達し、員數をはじめ、活動分野なども甚しく多様化し精密化する。それに伴って彼らの違法行爲も激増し、その對處もまた當然ながら多岐にわたる。試みに宋代の文献を一瞥するだけでも、追官、降官、奪官、勒停、衝替、差替、あるいは編管、羈管、安置、居住、さらには宮觀差遣、監當、分司、そして責授、降授から、罰金、罰銅、罰俸、罰直、贖銅、贖錢等々、とても「唐律」の枠では理解しきれぬ、數多くの官員處罰・處分専用語が使われる。しかもそれらは單獨ではなく、幾つかをさまざまに組合せて用いられるため、いっそう複雑さを増す。斷わるまでもなく、これらの正確な語義や概念は、一般の字典に載せられることは稀で、専門家でさえも、それに通じる者は限られるのではないだろうか。おまけにその用語の大部分は、早くも次の元代で使われなくなり、あくまで言葉自體だけのことだが、明代には殆んど消滅してしまう。そこで小論では、こうした宋代の官員處罰に關係する用語やその變遷などを、できるだけ系統的に明らかにするよう心掛けた。それは同時に、「唐律」の官員への懲罰體系が、宋代にどのように繼承され、あるいは變化したかの究明につながる。いったい唐の「律」は、次の宋代に、どういう風に受容、變形あるいは拒絶されたかを、官員處罰の實態を通してのぞいてみると言いかえてもよいだろう。

本論に先だち、用語の問題ではじめにお断わりをしておきたい。本稿では、懲罰、處罰そして處分、官員處分などの熟

語を多用する。ただ懲戒という言葉は誤解を招く恐れがあるため原則として使わない。唐・宋刑法の根幹をなす「律」は、重要な部分でヨーロッパ近代のそれと次元を異にする。そのため、現在普通に使われている法律用語の使用を避ければ、問題は生じないのだが、それがなかなかうまくゆかぬ。根本的には、一般人の刑法、刑罰と、特別の身分を持ち、部分社會を形成する官員のそれが、明確に區分されておらず、正刑を閏刑として讀みかえられているところに問題がひそんでいる。そこで法律の専門家からお叱りを蒙ることは承知の上で次のようにきめた。傳統的な律文と關係する官員の處罰の時には、懲罰とか處罰とかできるだけ罰を入れた用語を使う。現代の懲戒處分の場合には、處分や官員處分を用いる。但し、雙方にかかわる際には、懲罰ですませることもある。ただし私がここで使う懲罰は、いまの國會議員の懲罰といった種類の概念でないことは斷わるまでもなからう。こうした用語は、あくまでこの小論における便法にすぎず、おおかたの御教示を得て改めるにやぶさかではない。

一 唐から宋へ

(一) 宋代の貶官

宋代の官員に對する懲罰を綜合的に記述した比較的早い史料は、建國から七年目を迎えた、太祖乾德五年(九六七)の次の一文である^⑤。説明の便宜のため、項目別に番號をつけて紹介してみたい。

(前略) (A) 自後命官の犯罪、(1)當に配隸すべき者は、多く外州に於て編管す。(2)或は銜校に隸す。(3)其の死に坐し、特に貸さるる者は、多く決杖・黥面し、遠州の牢城に配す。恩を経て量移さるれば、即ちに軍籍を免ず。(B) 大凡命官の犯罪は、多く特旨有り。(4)或は勒停し、(5)或は釐務せしむ。(6)贓・私の罪重き者は、すなわち配隸有り、(7)或は

處するに散秩を以ってす。(8)遠き自り近きに移す者、恩を経ること三・四にして、或は放ちて便に任す。貪濫を傲めて流品を肅しむ所以なり。

宋代三百年に亘る、官員の違法行爲への處罰の原則は、ここにあらまし顔を出しているといつてよからう。ただ、この史料は、何分にも、宋初の、漸く四川を併合した時期のもので、さまざま要素が、雜然と列べられているのは已むを得ない。後論各章とのかかわりに於て、この史料にいくばくかの補足説明を加えておく。

引用文全體は(A)(B)二段に區分される。その(A)は流罪と死罪に分れ、前者の當に配隸すべき者はさらに(1)外州編管と(2)衙前配隸から成る。(1)は第三章で改めて詳説するが、宋代には「除名編管」として、頻繁に史料面に顔を出す重い處罰である。(2)は五代以來の流れをくみ、藩鎮の衙前に配隸されて雜役をつとめる「衙前編管」を指す。これは五代の殘影の消滅、あるいは宋の職役制度の擴充整備とともに、次第にその姿を消してゆく。

ここで死刑と官員の關係について一言しておく。一口に官員と稱しても、流内、流外があり、その流内も、六品以上と以下、さらに三品以上といった明確なラインが、傳統を背負って引かれており、官員なら、無條件で死一等を減ぜられるわけではない。とくに十惡の中の指斥乘輿や、叛逆罪を含めて、死刑を執行された官員の例を探すことは、北宋前半ではそれほど困難ではない。ただ、全體として眺めると、殆んどが皇帝の特旨という形で貸命となる點は否めない。さて、死一等を減ぜられた者にも幾つかの區別がある。(3)の決杖・黥面、流す前に杖で打ち、いれずみを施す刑罰が一番重い。その實例は三代眞宗の大中祥符九年(一〇二二)、受財枉法を犯し、死一等を免ぜられ、杖脊・黥面上、沙門島に流された比部員外郎(正七品)の位階を持つ知齊州の范航が擧げられる。同じ頃、禹城縣の知事李孝謹がやはり受贓罪で、律では絞刑相當のところ、貸死、除名、南雄州牢城への配隸となった。ところが、彼の場合は、牢城扱いにもかかわらず、免刺決、つまり決杖・黥面が免ぜられており、以後これが通例となつてゆく。宋の次の元の時代、すでに「編管」という概念が判

り難くなっている頃、『吏學指南』でそれを「宋の法、文面せず流す者を謂う」とあまり親切といえぬ解釋を施している。こうした解釋が生まれるのは、死一等を減じて編管される官員には、刺面などせぬ扱いが普通だった裏返しととつてもよろしかろう。

話を元の史料に戻して(4)にうつる。ここで現れる「勒停」もまた、宋代にはうんざりする程多い用語で、現在の職務(實職=差遣)の強制停止處分に他ならぬ。(5)の釐務は、監當あるいは監臨物務官と總稱される、地方の財務關係の小ポストに左遷される處置で、これまた、「責監某々州酒稅務」などとして至るところでお目にかかる。續いて、比較的軽い處分で見逃される公罪に對し、贓罪と私罪は、重罰が科せられる。このうち(6)は、(1)と同じ結果になるからよいとして、(7)は、第四章で改めて述べる責授某州節度副使とか、責授上佐官といった、宋代個有の左遷ポストへの降格蟄居處分である。そして最後の(8)は、間斷なく繰返される「恩赦」により、「量移」と總稱される流配輕減措置を指している。具體的には遠隔の流刑地から、順を追って近地に移り、やがて放逐(無罪放免)、さらには再び官員としての資格再取得への途がひらける。以上は、いわば極めて大雑把で、列擧的なスケッチにすぎぬ。この文にもとづき、キメこまかく、その空白をうづめる説明をせねばなるまい。ただ、ここに見える規定が、表題に掲げた「刑は大夫に上らず」という理念を、宋の現實にして寫しているものである點は御記憶いただきたい。

(二) 唐律の變貌

さて、乾德五年の史料を手にして、私が試みるべき當然の手續は、前代、いかえれば『唐律疏議』の「名例律」を中心に載せられている官員處罰への各條項が、この詔敕あるいはそれ以後の多數の法規と、どう關係を持つのかを調べることであろう。

『唐律疏議』「名例律」では、その七・八條の「八議」以下、九・十・十一・さらに十七・十九・廿・廿一の各條がすべてこの問題にかかわってくる。「唐律」各條の内容と解説は、滋賀秀三氏の『譯註』を参照していただくにとどめ、ここでは、行論に必要な最低限の要點を、半ばは箇條書に、半ばは一覽表に仕立て直すにとどめる。また(一)の部分には、官員の近親者の刑罰上の特典も併記してあるが、本小論では、それらは一切割愛し、官員本人に問題を限る點もお断わりしたい。

(一) 唐代の刑法上の特權所有者

- (1) 「八議」親・故・賢・能・功・貴・勤・實。死罪は奏裁、流罪以下は減一等(十惡は除外)。「名例・七、八」
 - (2) 五品以上の官。死罪は上請、流罪以下は減一等(十惡、殺人、監臨自盜、枉法受贓は除く)。「名例・九」
 - (3) 七品以上の官とその祖父母・父母・兄弟・姉妹・妻・子孫。流罪以下は減一等(除外例は(2)に同じ)。「名例・十」
 - (4) 九品以上の官および(1)(2)(3)の近親の流罪以下は贖罪可。(加役流、反逆緣坐、會赦猶流ほか除外あり)「名例・十一」
- (二) 唐律、官員の刑法實施上の恩典

(1) 官當(以官當徒)

五品以上	九品以上
私罪 徒二年	徒一年
公罪 徒三年	徒二年

* 流罪は總て徒四年で計算。官は(イ)職事官・

散官・衛官と、(ロ)勲官に區分。一年後、先品より一品下より敘任。

免所居官	免官	除名
二種の官のうちどれか一官一年後一品下げて敘任	二種の官の最高品一官とそれから一等低い歷任官三年後二品下げて敘任	所持の官・爵すべて剝奪六年後初任官より再敘
委親之官、冒哀求任、親喪生子、別籍異財、姦賤人女、親喪娶妾	姦・盜・略人、受財枉法、犯流徒獄成逃亡、父母囚禁嫁娶作樂等	監守内姦・盜・略人、受財枉法、親喪内嫁娶等、十惡、殺人

(一)にあげられる四項目は、いってみれば官員身分の刑法上における特權の大前提であり、宋の場合にあっても、この各

項目は、當然あらかじめ承知しておくべき事柄に屬した。従つて問題になるのは、(二)の表の、「唐律」で區分される、官賞、除名、免官、免所居官が宋の現實社會でどのように適用されるのか、あるいは變形したかに絞られよう。それはまた本小論の主要なテーマの一つでもある。

大まかに申せば、「唐律」を貫く精神や、それを支える諸要素は、八世紀なかば以降二百年に及ぶ時の流れの中で、時代に取残されてしまうものも少くはなかった。(一)に見える官品のあり方をとりあげても、それを支えた『六典』の世界は崩れ去り、多くの職事官(實職)は空洞化した。それに代つて、いわゆる「使職」を筆頭に、新しい社會に對應する官職が、幾つかの枠組に分れながら、混沌の中で試行錯誤をくり返していた。そして、五代以後では、舊來の文官以外に、大量に出現した時代の落し子武人勢力も表面に登場し、官員の中で無視できぬ座を占領してしまう。傳統的な「律」の立場から、こうした情景を眺めるとどうなるか、その答えの一、二は、唐律をそのまま引継ぎながら、部分的に泥繩式修正を施した『宋刑統』が語ってくれよう。

准周顯德伍年柒月柒日敕條、今後定罪、諸道行軍司馬・節度副使・副留守、欲准從伍品官例。諸道兩使判官、防團副使、欲准陸品例(下略)。

准晉(六字欽)拾伍日敕、節文、應内外帶職廷臣・實從・有功將校等、並請同玖品官例。其京都軍巡使及諸道州府衙前職員・内外雜任鎮將等、並請准律、不得上請當贖(下略)^①。

などは、五代の政權が、その場しのぎ的に出した「敕」の中から、さし當つて役に立ちそうな條項を抜き出し、「名例律」の關係條文の後に添付したものにすぎぬ。これらのうち、最も重要な一條は、唐末の「格」をそのまま援引した、

准格、勲官・散・試官、不許贖罪。^②

であろう。この格は「贖罪」とだけしか言っておらぬが、實際には、「官を以つて徒に當つるは貳官並びに免ず(二官とは

職事官・散官・衛官を一官と爲し、勳官を一等と爲す」という條文も空文化していたことを意味する。事實南宋の『慶元條法事類』では、はじめの「格」の方を

諸て、爵及び勳官は、議請・減贖・當免の例に在らず。

と書きかえている。¹³ このような、制度の根本にかかわる矛盾が生じた時、法律の改訂にあたる當事者たちはどのように對處するか。その好例がやはり『慶元條法事類』に「名例敕」として殘されている。注が少し長いが全文を引用しよう。¹⁴

諸て、應に官當を以つてすべき者は、見任を追し、次は歷任の高官とす。免官は見任並びに歷任内の一高官を免す。

免所居官は、ただ見任を免す。その帶職する者は、帶職する所を以つて別に一官と爲す（見任の學士・待制・修撰・直閣・

帶御器械・閣門舍人・宣贊舍人・閣門祇候・入内侍・兩省都知・副都知・押班を謂ふ）。¹⁵ 或は官を以つてし、職を以つてするこ

とは奏裁す。

この條文は、まことに微妙な表現を驅使した苦勞の産物といえる。すなわち、ここでいう官は、宋代の事實としては、寄祿官なのだけでも、職事官（差遣）もそこに含み得る用語を選ぶ。さらに宋代に至つて新しい官制の中で重要な役割を果す「館職」をも、削官の對象に加える。その「館職」は、單に文官のみにとどまらず、武官もさらに宦官までも含めてある。加えて最後の下駄は皇帝にあずけることも忘れない。唐末以來の、勳・散・試官は官當と免官の二官に勘定せぬ變化は、實際問題として、宋の官員處罰と「唐律」との整合を困難にする極めて大きなポイントだった。新しい時代に對應する新しい官制として、宋に入ると、差遣（實職・舊職事官）と階官（寄祿官）が中心に据えられ、これに館職が加わる。このうち、全官爵を追奪する「除名」は別として、「官當」と「免官」「免所居官」の場合、三者のうち、どれを削奪するか、「唐律」の趣旨とそれらをどう調和させるのかの解決を迫られる。私の推測では「唐律」との整合はやはり無理で、それらを尊重しつつも、宋の現状を優先させて、徐々に全體をまとめ直して行つたのではないかと思う。

二 免官と免所居官

(一) 刑罰用語の推移

最終章で改めて言及するが、上記「唐律」の用語がならんであらわれる宋代の公式の文獻に赦書がある。たとえば、ある年の赦書で、除名・追官・停任・并びに終身不齒と列記されている部分を、別の赦書では、除名・免官・免所居官及び停見任永不與官人と書いている^⑬。これらを聚めると、何とか「唐律」の用語の宋代の言いかえが判るのではないかと調べてみたが、これが仲々うまくゆかぬ。除名はさきにも觸れた通り、唐と宋で變らぬから省くとして、免官と免所居官が厄介な代物になる。免官が追官、免所居官が停任とスムーズにはことが運ばぬのである。宋代の膨大な史料のなかから、官員處罰につながる定着した用語を拾いあげてゆくと、追官、降官、削任、奪官はじめ、勒停、衝替などが、律の免官、免所居官と何らかの繋りを持ちそうなのが明らかになってくる。これらを整合的に説明できぬ限りは、單純に免官は追官、免所居官は停任などと想定してはられない。

ただ、繰り返すが、私は「唐律」の「除名・免官・免所居官」の骨組は、まだ根底ではくずれていないのではないかと、いう假定に立っている。北宋末の大觀元年（一一〇七）十月、刑部の上言にみえる敍格の、六期、三期、一期が、それぞれ除名、免官、免所居官の再敍任の年數と對應していると考えるのは決して不自然ではなからう。そこでまず「免所居官」の熟語が宋代の文獻にどれ位書き残されているかを當ててみた。太宗の淳化二年（九九二）、尼僧の誣告反坐の處置をめぐる、大理寺の長官王禹偁以下の官員六人が免所居官、削一任の處分を受け、その翌年、殺人案件の再審査で誤まちを犯した、これも大理寺派遣の東野日宣が、免所居官・削三任の處分を受けたといった例は若干はみつかるとは、決して多くなく、それも宋初に集中している。おまけに上の二例は、免所居官、すなわち自分の現職をとりあげられた上に削任されている。

このあたりも、「唐律」との相違をうかがわせる。そこで方向を変えて、免官とか免所居官の文字のないところで、實體がそれに一致しそうな資料を探してみると、とりあえず次の二つの例に、注意を惹かされた。

(1) 四代皇帝仁宗の康定元年（一〇四〇）四月、延州の副知事だった秘書丞の計用章は、兵馬鈴轄の盧守勲が、病氣と詐つて折からの對西夏作戰をサボタージュし、また知事の范雍も怖氣付いて州城放棄を企てたと告發した。これが誣告と判斷され、用章は、徒二年、私罪、官減の外、追兩任官、罰銅十斤、勒停の處罰を言い渡される。また誣告された盧守勲も、調べてみると、部下を私役し、また西夏に圍まれてオロオロ取亂した——ちなみに彼は宦官である——かどで、流三千里、私罪、官減の外、徒三年として、追一官、罰銅二十斤、勒停の罪刑に充てられる。²⁰

(2) (1)の事件から十二年溯った天聖七年（一〇二九）のこと、河北と山東の境の棣州で、土着の農民を職田の小作人に偽装して小作料を納めさせたり、官との取引に正常な代價を支拂わぬ官員の不正が發覺した。そこで知州以下七人が嚴罰に處せられる。²¹それを次に表示してみる。

知棣州・比部員外郎・楊籌。計倍贓絹一三〇匹

流二五〇〇里、追三官、勒停

通判棣州・贊善大夫・宿靖言。計倍贓絹三四〇匹

加役流、除名

知陽信縣・天雄軍判官・郭研幾

流二五〇〇里、追官・勒停

判官・杜從一、推官・李務德

徒一年半

德清軍判官・監酒稅・張玘

杖一百

厭次縣令・魏諫

準敕原罪

ところが、實際には、皇帝の命によって兩方の事件とも處罰はおおむね加重される。

(一) 計用章 除名・不刺面・配廣南遠處本城

盧守勳 追一官・荆湖北路都監

(二) 楊籌 追三任・特除名・勒停・責澧州團練(副?)使

宿靖言 除名・責潭州別駕・永不錄用

郭研幾 追官・勒停・編管

杜從一、李務德 特勒停

張玘 特勒停

魏諫 衝替

この二つの例だけから類推しても、それこそ枚擧に暇なき宋代の官員の處罰、左降記録は、いずれも處分の最終結果だけを羅列し、そこに至るまでの、罪狀と律文の比定、刑罰の原擬、それに對する皇帝の加重、輕減の過程は省かれていることが判る。言いかえると、官當、免官、免所居官といった「律」の原則的適用は、ほとんどが殘る資料の表面に現れて來ないのではなからうか。この二例の詳細な刑罰適用は、不明の部分も多いが、(一)の二人には、どちらも「官減外」の三字が入っている。これは唐代の官當、宋でいうと官當贖銅をもって刑罰を部分的に輕減して貰う意味である。「當徒二年

半、公罪、官減、贖銅四十斤^②」あるいはより直接に「徒罪人、官當贖銅^③」と書かれるように、律の該當刑罰を、銅數値（實際には當時一斤＝百二十文）で換算する。徒二年の私罪なら罰銅は四十斤、流三千里の私罪は一百斤、そして徒二年半の公罪で四十斤といった額は、すべて「律」文に符合している。(一)で見られる限りでは、官當贖罪で残った分の刑について、それを罪狀に應じて、追官、罰銅、勒停など、次元の異った處罰を混ぜあわせて、最終判決ができあがる。従って、宋の場合には、『慶元條法事類』の名例敕でも明らかなように、「免官」は見任の差遣をやめさせ、歷任中の一高寄祿官の告身を追奪する意味、「免所居官」は現任差遣をとりあげる意味以外の何ものでもなくなる。ただ、實際のやめさせ方には、交代を待つ場合もあるし、待ったなしもある。従って、(二)の例でいうと、大まかには知州と通判は除名・郭研幾は免官、杜從一以下が免所居官となるけれども、張玘までの三人と魏諫は全くは同じではない。

(二) 追官の周邊

ここで方向を変えて、いま暫らく免官・免所居官を追ってみたい。宋代の黜降官の何百もの資料を前にして、まず戸惑うのは「追官・勒停」と書かれる際の追官の多様さである。追一官は最も普通として、追兩官も少からず見られ、場合によっては追三官も出て来る。これは主として文官を對象とするが、武官では、追四官以上、數官から十數官、十七官、十八官などもある。^④武階は、少くとも北宋の長い期間、特に諸司使副以下などは三十もの階官があったから、追十五官とて不思議でないけれども、繁雜さを避けて武官の追官の問題は小稿では省かせていただく。ところで、追一官、追二官の「追」が、「奪」「削」又は「降」、下の「官」の方も「任」に變つて出てくるため麻胡つく。私の調べたところでは、奪と削は追と同じと考えてよいけれども、降は注意を要する。また官と任は同じ時と、「任」が一年任期の任を意味する兩方のケースがあるように思われる。

そこで、追官と降官につき、若干説明を加えておく。『長編』から用例を少しく蒐めた結果からすると、二、三の記事では、追と降を同じに扱い、著者李燾自身も、注で引用した文献の降官と、本文の追官を混同している箇所にも出くわす。²⁵しかし大筋では、「追官」と「降官」は區別されているとみてよい。降官は極めて少數の例外を除き「降一官」が大部分で、現在所持している「寄祿官」を一ランク下げる行政處分を意味する。従ってその人物の實職（差遣）はそのままか、あるいは別に少し低い差遣に左遷されるにとどまる。「降一官・差遣故の如し」とは言うが、追一官のそれはおかしい。逆に追一官勅停は普通だが、降一官勅停とあれば首をひねらざるを得ない。私の調べた降官は五十例ほどだが、その殆んどは、黄河の堤防工事の責任や契丹使節への非禮、罪人護送の違反などで、刑事事件や贓賄などの犯罪とはあまり關係なく、また史料で見る限りは、地方官に對して行われるケースが多い。要するに降官は、主として長官が、自分や部下の行政上の失敗の責任をとらされる處分で、罰金や罰俸よりやや重い懲戒とも見做し得る。従ってそれは「律」の範圍外においてさしつかえなからう。上述の降官は寄祿官を一官下げられるわけだが、北宋中ば以後の史料に、「凡そ降官は並びに兩期の敍を展す」——二年間の敍任を停める——とあって、²⁶敍法でも、軽いハンディがつけられている。ただ、實例を調べると、元符二年（一〇九九）正月、太中大夫から一官を降された知大名府の韓忠彦は、翌年二月、一年足らずで復官しているから、²⁷これもケース・バイ・ケースだったろう。また、『長編』や『宋會要』に見える降官された人物を、『宋史』の本傳や墓誌銘などであたると、罰俸などの時と同様に、殆んどそれは記録されておらず、割合簡單にもとの位階に復歸させられ、履歴の瑕瑾に數えられなかったようである。

ことの序に申し添えると、宋代には別に「降授」なる文字が時々あらわれる。知秦州右司郎中天章閣待制の李師中が、天章閣待制を落職し、度支郎中知舒州に降授されるとか、²⁸承議郎で都大提舉成都等權茶公事の陸師閔が、奉議郎主管東嶽廟に降授されるとかが²⁹それでである。この降授は、のちに述べる責授の範疇に入る用語で、趙升は「官を降された者は銜首

にこの二字を帶す」と説明する。³⁰ 同じく降官の降といっても、この場合は上記「降一官」とは別の意味である。

以上縷説した「追官」は、宋代の場合、少くとも「追一官」とあれば、最高の寄祿官の告身を追奪することと考えて大過ない。ところが追二官、奪二官となると、單純に寄祿官二つ分をとるだけで片付けていられなくなる。下記晁迥の例では、奪二官は、寄祿と差遣の兩方と考えられる。そうした點を含めて、更に話を進めよう。

(三) 勒停とは何か

これまでも、しばしば觸れた通り、宋では「追官勒停」、より詳しくは、「追一官勒停」「追二官勒停」の表現が定着している。これが「唐律」の「免官」「免所居官」と表裏しているのでないかという疑いがあるだけに、もう少しそれを詰めてゆきたい。その場合、まず、追官と組合せになっている「勒停」とは何かという問題を改めて俎上にのせる必要がある。

「勒停」すなわち「強制停止」という言葉は『梁書』の武帝紀に見え、³¹ 唐代後半の赦文には「當時勒停」³² つまり、その時點ですぐに職務停止とするという形で使われる。宋に入ると、赦書の形式がまだ十分整わぬ、太祖の建隆元年（九六〇）冒頭の即位赦文から、³³ 貶降、責授、勒停と三つの黜降カテゴリーの一つとして登場し、次の乾德元年（九六三）の赦書でも、除名の對立概念として勒停官の總稱が見られる。³⁴ 他方、これは宋初に集中するようだが、³⁵ 停官、³⁶ 停任もしくは勒見任、³⁷ 停見任といった用語も存在し、³⁸ 赦書でも、それらを念頭におく、³⁹ 停職任、⁴⁰ 停任人から追官勒停職任人といった表現が使われる。これらから歸納すると、宋代の「勒停」は、官員の職任（差遣・實職）を強制的に停止させる意味になる。餘談ながら、南宋に下ると、勒停は胥吏たちの即時免職を意味する常用語ともなる。従って『慶元條法事類』などでは、官員（命官）より胥吏とかかわる用例が壓倒的に多い。それかあらぬか、元の『吏學指南』は「その職役を住めて、⁴¹ 勾當を許さざるなり」と、些か誤解されかねぬ解釋をつけている。

ところで、職任の即時停止ということなら、それは「唐律」の免所居官とも近いわけだが、單なる言いかえという具合にはこれまたゆかない。勒停の二字が含まれる處罰だけで、追一官勒停、追一官免勒停（追一官も同じ）、免追官勒停、特免追官勒停、追官罰銅勒停、特勒停、特免勒停と、罪狀や時の政治状況、皇帝の判斷などで、組合せがいくつもに分れる。それらの上に、除名勒停編管や、勒停編管、勒停居住なども加わり、おまけに、これも即時停職の處分である「衝替」も存在する。これら用語の相互關係を明らかにしてくれるような便利な史料を私はまだ見つけ出せずに苦勞している。ただ、朋黨が激化し、上記さまざまな呼稱で黜降される事態を前にして、看詳訴理文字所が、

ブラックリストの人たちといっても、ポイントは哲宗批判（言語過當）だけなのに、それをさまざまな罪狀に分類し、勒停、降官、降官が差遣に及ぶ、遠小處監當、宮觀、罰銅などと、政府當事者さえその違いは判らない。²⁵⁶

というところから、ある部分以上は、総合的な筋道がつけられぬのではないかと思われる。それは別として、宋代に入ると官員の懲罰が唐と比較にならぬほど、質・量ともに桁外れに擴大したことは事實で、「唐律」のささやかな規定ではとても對應できなくなっている。そこで「唐律」の官員處分の規定を濫存しつつ、いかにそれらを現實に適合するように読みかえて行くかという方法がとられる。それらを現在から溯って調べると、読みかえのキイが見つかりにくい場合が多くて、難澁すると言ってよいかも知れぬ。ここで、そのキイらしきものを一、二とり出す試みを行ってみよう。

『唐律疏議』名例律二三條に、除名、免官、免所居官などの閏刑、すなわち正刑に代替する刑罰を、本來の刑の重さに換算する方法が載せられている。それによれば、除名は徒三年、免官は徒二年、免所居官は徒一年に當てられる。これと同じ性質の規定を宋で探すと、『慶元條法事類』卷七四の「比罪」に引くやはり名例敕が見出せる。當面必要な部分だけを列挙すれば次のようになる。

配沙門島(流千里)、刺面配(徒三年)、不刺面配(徒二年)、編管・移郷(徒一年)、(中略)命官勒停・衝替、舉人永不得應舉、流外官勒停(徒一年)。

この宋代の閏刑の正刑換算は、唐代のそれとともに、いろいろに組合せて實刑の換算に使用されたのではないだろうか。いまひとつ、再敍、つまり懲罰を受けた官員が再び職位につけられる際の規定にも、キイが隠されていると思われる。

景德三年二月、詔刑部、應諸色敍理人、貼黃、敍法時不以用官盡與不盡、内追官及三任者、並降先品三等敍、追一官一任兩任者並降先品一等敍、餘依先降敍命施行。⁴⁰⁾

三代皇帝眞宗の景德三年(一〇〇六)は、契丹との澶淵の盟成立直後で、宋の政府がこうしたこまかな制度の整備に本腰をいれはじめた時期に當る。この記事には正確には判らぬ部分も残るが、こうした史料は『宋會要』以外に對比できる場合が少いので、疑問を残すほかはない。ただ追官が三任なら、先品より三品を降し、一官一任兩任なら一品を降して敍すという言い方が目をひく。これが「唐律」の「免官は三載の後に二等を降して敍す」「免所居官及び官當の者、期年の後、先品より一等を降して敍す」と密接な關係を持つことは否定できまい。

さて、これら二つのキイと覺しき材料を使うと議論はどう展開するのだろうか。くり返しになるが、「唐律」の免官、免所居官は宋代に入ると、まず、軸になっていた職事官、散官、衛官の三者と勲官という二官構成が崩れ、あらたな、差遣、寄祿官體制に直面し、次に、各犯罪に相當する處罰、とりわけ免所居官のその持つ意味が薄れ、逆に、行政當事者として負わねばならぬ責任懲罰を受けることが著しく増加する状況に追いこまれる。そこで、以前に増して免官と免所居官の二つのカテゴリーが緊密に一線上にならぶことになった。成程それは、赦書や敍法などでは、相變らず、免官・免所居官の線で區分されるけれども、黜降・懲罰では、追三官・追二官・追一官でならび、それに勒停、編管をはじめとした新しい時代の要素が、罪狀の輕重や、その時の情勢に應じて附加されることになる。より簡單には、宋代で追何官となってい

る部分が、唐の免官と免所居官兩者の讀みかえと考えられると申してよろしかろう。

では、何故、追官に「勒停」などという妙な熟語が附隨するのだろうか。太宗の淳化元年（九九〇）、鄂州の副知事晁迥は、無實の民を死罪とした失入死罪の責をとって、三任を削られる。この時、當事者たちは、殿中丞（寄祿官）、右贊善大夫（散官）と上柱國（勲官）を三任に配當して數を合わせた。^④ いうまでもなく、これは五代以來の、散・勲官は二官に入れぬ規定に抵觸する。ここで『宋史』卷三〇五の晁迥の本傳を参照すると、同じ處罰を、「奪二官、復將作丞、監徐・婺二州稅、遷太常丞」と記録する。この一文は含蓄のある内容を含む。復將作監丞は、晁迥が殿中丞になる以前の寄祿官名で、奪一官はこの寄祿であることが判る。また監徐州稅は、通判鄂州の親民官から、すでに述べた監當官の監稅におとされたわけで、これが奪一官のもう一つに當る。そして閒もなく、太常丞に寄祿を戻され、出世コースに乗る。ここで興味深いことは「奪二官」の三字である。『長編』の削三任の三にひきずられ、二は三の誤まりと考えるとそれは誤まりである。ここは先の三任の削り方が間違っていたため、改めて寄祿と差遣の兩方から一官づつ削り、律の「免官」扱いとしたわけで、奪二官で正しい。ところでこの話はいま少し續く。それより少し前、太宗の雍熙三年（九八六）、刑部長官の張昺の意見で、「失入死罪は、官を以て贖に當てる」ことを認めず、知州と通判は勒停する旨の「敕」が出た。^⑤ ところが次の眞宗の咸平二年（九八八）の編敕で、この敕がどういふわけか削除されてしまった。そこで地方長官たちは、どうせ重い刑罰は受けぬと高をくくって失入死罪を慎重に扱わなかった。『長編』にのるこの話で注意すべきは、知州と通判は勒停、すなわち差遣をただちに停止すると言っている部分である。晁迥の削三任が起った眞宗の景德年間には、刪去された敕が再び有効になっており、加えて『宋刑統』でも認めぬと明言されている散官や勲官を「免官」に勘定することが、依然として存在していた事實を考えていただきたい。それは、免官や免所居官の處分を蒙った官員が、現在の職事官（差遣）から離れようとせず、なるべくなら、別の官を提供して何とか書類上の形式を整え、辻褄を合わせようとしていた可能性があり得るからである。

そこで、差遣を即刻やめさせるための措置として、改めて「勒停」あるいは「衝替」といった文字がつけ加えられる必要性が生じてくる。かくて、宋代の數多くの官員懲罰の史料に「勒停」の二字が際限なく使われる次第となる。

〔附記〕 本來であれば、このあと、別章をたてて論ずべきであるが、あまりに煩瑣にわたることを恐れ、ここで「勒停」と切り離せぬ「衝替」と「差替」を、附記の形で簡単に解説しておく。

「勒停」の制度が定着すると、同じ強制職務停止で何もかも済ますことは當然できないから、そこに何段階か區別を作る必要が生じる。このためあらわれたのが衝替と差替である。差替の方は昔からある「差人交替」の略だが、「衝替」は「突然の交替」を意味し、宋代特有のチームと言えらる。勒停とこの二者はだいたい罪狀一段階の差で輕重がつけられた。ところが、北宋中期ごろに入り、官員の犯罪とその處分が想像以上に多様化してくると、新しいものだけにいじり易い衝替がさらに事理重、事理稍重、事理輕などと分化する。

では衝替は勒停とどこが違うのか。勒停の方が、犯罪、責任の懲罰をあらわすのに對して、衝替はいままでいえば懲戒の色合いが強い。但しその正刑への讀みかえは、やはり徒一年だから、必ずしも輕微な處罰ではない。刑罰の色彩が相對的に薄いため、衝替された者は多くの場合、差遣を何段階かおとして地方の小ポストなどに任用される。また、稀には、除落衝替といつて、元の差遣に戻る例も見られる。但し、勒停の場合と同様に、「律」に依據した罪刑が、さまざまな處罰要素（閏刑）によみかえられるわけだから、寄祿官の追官や、罰銅などいくつかが衝替と組合されるケースもしばしば起る。

また、追官・勒停の處分を受けた者が、免勒停の特旨を與えられると、大抵、追官・衝替にされる。それからすると、この追官・衝替も、免官や免所居官とかかわりは淺くはない。

衝替が、次の交代要員の存否にかかわらず停職になるのに對し、「差替」は、交代が来るまでは、現任にとどまるところが違う。むしろ、次に任命される差遣その他の扱いも、衝替よりは優遇される。『慶元條法事類』卷五の「到罷」にひく職

制令で、

諸て、命官の衝替及び降差遣は、指揮到るの日、任を離る。差替は、替人を候つ。候たずして罷むるを願う者は聽す。とある通りである。こうした衝替と差替に對しては、本人のその後のポストへの差注、あるいは任期計算をどのようにするか等々、こまかな問題の存在を示唆する史料もあるが、それらを語る別の機会もあろう。

(四) 失入死罪の處罰

律を根底に置きつつも、現實の多様な事態に應じて、制度をどのように読みかえて、運用してゆくか、追官勒停の處罰と密接に關係している「失入死罪」のケースを例にとり、今少し話しを敷衍したい。

無罪あるいは該當刑に相當する罪を犯していないのにも拘らず、官員の故意もしくは過失により、罪を加えられた場合、發覺すれば責任者は當然重く處斷される。その原則的規定は、『唐律疏議』斷獄律五條、特にその疏議でくわしく知り得る。また、この失入罪は一官員の責任でことがおさまる場合はむしろ少く、當然のように、名例律四〇條の同職犯公坐がかかわりを持つ。といったい、死罪への失入となるとことは面倒になるが、輕罪の失入やとくに過失失入の共同責任を負わしめる事件は、むしろ日常茶飯的に頻發した。南唐以來の有能な法官查陶などは、「法を持つこと深刻（條文適用が厳しく）、用刑多く中を失し、前後罰金（罰銅）に坐すること百餘斤」といわれる^④。かかるケースでは、次の例でも明らかのように、罰金でことが濟み、官職その他にそれ程大きな影響を受けなかった。眞宗の景德三年には、失入死罪にあつても、同じように良い加減に事が運ばれ、それが問題になる。その當時、失入死罪の責任者は以下のよう處罰されていた。

- (1) 流から死への失入は、三年を減じて徒二年半、公罪の時は長官以下四等に分けて定斷。
- (2) 官減の外、徒三年として、長官すなわち四等の一番上は追官、他の三等すなわち律のいい方によれば、通判・判官・

主典は、徒罪でも罰銅にすぎぬ。⁽⁴⁾

そこで、先にひいた張悌の提言による赦も勘案され、出入死罪は追官されなければ、斷官は衝替、さらに他の官員たちも次の差遣でハンデイを背負わずように改められた。さらに時代が下って仁宗の至和二年(一〇五五)、廣州の司理參軍が失入死罪で罰せられた時、これは公罪ゆえ贖金で済ませようとする大勢に反対した知審刑院の張揆は、特に勒停、赦に會つても絀用を許さずという厳しい態度を貫く。⁽⁴⁵⁾ こうした幾つかの事例は、實は失入罪とその懲罰制度全體から見れば、ごく一部にすぎなかったことが次の『宋會要』の記事から明らかになる。神宗はじめの熙寧二年(一〇六九)、失入死罪に關し、三、二、一名の人數に分け、長官以下の四等官(首―第四從)、胥吏のそれぞれの處罰を、ことこまかに列擧するのがそれである。さらに、例の南宋の『慶元條法事類』をめくると、何箇處かに斷獄赦として、記述方式は熙寧と同じだが、刑罰だけが異なる條文が見つかる。⁽⁴⁶⁾ ここでは行論の都合で胥吏は省き、北宋と南宋をくらべた表を作ってみた。

官 北宋 南宋

三人 首 除名編管 追二官勒停

2 編管 (追一官勒停)

3 4 追官勒停 (勒停)

二人 首 除名 追一官勒停

2 追官勒停 勒停

3 4 勒停 衝替事理重

一人 首 追官勒停 勒停

2 勒停 衝替事理重

3 衝替

衝替事理稍重

4 衝替

差替

こうした作業によって、あくまでも「唐律」の除名・免官・免所去官の原則は尊重されつつも、その時代時代の政治・行政の變化に應じて、刑罰名つまり具體的の制度の表面はうつりかわっていること、従って、そうした刑罰名がいろいろの組合せで史料面にあらわれると、とかく混亂や理解不十分が生じるのはやむを得まい。この表だけでも、免官と免所居官、特に後者の中のヴァリエーションが著しく増加している點は容易に看取できよう。

三 死罪の減免

(一) 除名

順序が逆になってしまったが、官員に對する最も重い處罰はいうまでもなく「除名」である。「唐律」では在身の官爵をすべて剝奪して庶人に落し、敘任するにしても、六年後に出身初官に戻して出發すると規定する。宋の場合も、この精神は繼承しているのだけれども、それだけでは収まりがつかぬ變化が生じている。世襲的・封鎖的な支配階級が消え去り、新しく科擧による官僚たちが權力の中樞に参加する。しかし、彼らの權力をめぐる争いは、唐とはまた違ったスケールと内容で彩られる。最初にも觸れた通り、刑は大夫に上らずの理念は、六代皇帝神宗時代には、はっきりと定着する。無論それ以後でも、謀反罪を凌遲處死にするような、政治的意味を加えた士人處刑は時としてあらわれる。しかし、一般には、蔡確の弟で軍器少監を勤めた蔡頌が官錢を貸使し、枉法贓で死罪とされたものを、特に貸命の上、眞決(杖打)を免じ、出身以來の告敕文字を追毀し、除名・勒停、韶州編管に處したあたりが、高級官員に對する最も重い刑罰といつてよい。

しかし、特に神宗なかば以後激化する新法派と舊法派の勢力争い、目まぐるしい政權交代に伴う反對派のそれこそ根こそぎの追放に、反逆に名を借りてこの「除名」が使われると、今度は除名の中に幾つもの區分が必要になってくる。徽宗の崇寧三年（一一〇四）四月、曾布、章惇二人の紹聖新法黨の領袖を加え、元祐末の舊法黨の流れをくむ官員とその子弟一五〇人が、國都から追放された。その詳細なリストが、『續資治通鑑長編紀事本末』卷一二二に残されている。そこに記された懲罰の種類は、それこそどこがどれだけ違うのかわからぬくらい微妙だけれども、全部で十七種類もの數にのぼる。そのうち「除名」が含まれるものは、除名勒停編管人、除名勒停羈管人、除名編管人、除名勒停居住人、除名勒停人、除名勒停編管眞決人、除名勒停配本州牢城人、除名勒停編管永不收斂人と約半數に及ぶ。「除名」は在身官爵すべてを取あげられる處罰だから、わざわざ「勒停」を加えなくてもよさそうなのだが、それがあるとないでは違いがあり、神宗の元豐の官制改革以後は殆んどこの二字がつけられる。そして特に惡質の犯罪を明示する時には、永不收斂や、追毀出身以來文字といった文言を加える。ところで宋代の除名には、この他にいまひとつ「編管」の二字を付するきまりができた。これは一體何物であろうか。

(二) 編管の姿

宋代、處罰を受けて追放される官員に對し、彼らを國都からどの位の距離の州に移動させるかが一つの重要な問題だった。それはおおよそは、除名、免官、免所居官の段階に應じた形で、「編管」「安置」「居住」等に區分される。なお、編管より更に一段重い「羈管」や、さらに重くは、一般人と變らぬ「配本城」「配牢城」もあるが、これはまず特例と見做してよい。この「編管」の字義について、沈家本は「編管・羈管・編置はいずれも安置より重いが、三者の別は不明である。文字に從つて解すれば、編管は戶籍に編入して管束する意、編置は安置より軽く、編籍して安置することではないか」と推

測している。しかし、『慶元條法事類』の斷獄令を見ると、

諸て、編配人は、年甲・犯狀・以前の過犯、若しくは住家・犯事の所、及び引く所の條制、斷道の刑名を備録し、實封して、隸する所の州に遞報す。簿を置き、元牒を録し、仍お法司に付して看詳せしむ。云々。^⑤

とあって、編管は、流配された州で、簿籍に編入し、監督管理する意味にすぎぬことがわかる。ちなみに、編管人がその地で六年を経過した場合は、そこで戸籍を立てることが認められる。また「編置」^⑥は、編管の別稱である時と「編管」と「安置」の二者を省略した兩方の場合があるけれども、獨立した概念ではない。

さて、編管で、何よりも前提としておくべきは、官員といつても、彼らは立前としては重罪人で、従つてその取扱いは「犯罪者」と考えるべき點である。この性質は、あとで述べる「安置」や「居住」と根本的に違う。従つて「編管人」を遠隔地の指定州軍に送り届ける際は、部送すなわち護送人員が官で用意される。當時各州には、重罪犯人護送専用のデスクが設けられ、職官一人がその役目を引受け、兵官の助けを得て、禁軍兵員二十人を常備していた。^⑦ 犯人の護送となると、その人數の多寡に應じ、下士官や院虞候（胥吏）以下七人以上が出てその州を通過させ、次の州へ引渡す。こうした部送に對しては、日程や宿泊所その他こまかな規定が作られている。部送の實例として『宋會要』に見える一、二をあげよう。紹興三十年（一二六〇）十一月、除名勒停英州編管となつた劉汜に對し、鎮江府は使臣一人、兵級十人をつけ管押前去せしめ、うち兵級は遂州交替させた。また瓊州編管の王權については、臨安府はその倍二十人の人數で押送前去させた。^⑧ この場合、罪人に首枷その他の刑具を使ったかどうかだが、法規上はそうすべきでもごく少い例外を除き、^⑨ 病氣や老齡を口實に、實際上は使用していないように思われる。編管の場合は、前代の流罪と同様に、家屬の同行は當然認められ、編管地における曲りなりの家庭生活ができる立前である。従つて同行家族の沿路の驛遞宿泊や口券による食糧支給についても、當然條文が作られている。^⑩

指定の州軍に到着した編管人には、幾つかの制限が加えられる。まず住居は城内居住に限られる。法規上は、この點は安置人も同じはずなのだが、編管人の方は次にいう「呈身」が定期的にあるために城内、それも州軍の城内に限られたと想定できる。そして、居住する町（廂）では、責任者が絶えず行動を監視せねばならなかった。編管人の中には、政争を主因に州の長官たちに憎まれ、官舎は借りられず、苦勞する者も少くなかった。それよりも、編管人は一定の期日ごとに州役所に出頭し、存在證明を行うことを義務づけられていた。安置や居住人は、時には居住地を抜け出し、都へ出て陳狀などしている例も知られる。しかし、「呈身」「呈驗」あるいは「旬驗」などと呼ばれる、定期出頭の義務を有する編管人には、そのような行爲はできぬはずであった。この呈身は、旬驗と言いかえられる通り、十日ごとに出頭するきまりだったけれども、南宋になると一月一回という規定が『慶元條法事類』にあらわれる。ただし、何分にも、中央を離れた僻遠の地とて、實情はさまざまだったらしく、監視が面倒なので、監禁されて、配隸よりひどい仕打ちを受ける反面、居住する廂の責任者が、機械的に現狀報告をさし出し、呈身を免除される例もあるなど決して一様ではない。むしろ州軍は、そうした編管人の様子を、三箇月ごとに、中央の尙書省に報告せねばならなかった。

編管の生活は、贓罪や刑事犯は別として、政治的原因の場合は、その人物の地位や聲望、あるいは當該地方官との関係で、かなりの開きができる。南宋の初め、秦檜斬るべしのアジテーションで、天下に聲名を馳せた胡銓は、結局、紹興十二年（一一四二）、除名勒停編管新州ときまり、十六年には海南島西南端の吉陽軍に流され、宿敵秦檜の存命中はそこに留めおかれる。彼はここで、十日ごとに知事から出頭を命ぜられるものの、城市から十數キロ離れた原住民の首長から、息子の教育を頼まれ、時には山中の彼らの住居にも招待されたと洪邁は傳えている。そうなると、北宋時代、同じ海南島に住んだ蘇軾とたいして變らぬ生活が想像できる。權力の甘い汁が吸える間に財を蓄えた者は別として、この除名編管は、給料がつく官位を全く持たぬゆえ、生活は當然苦しく、胡銓のようにアルバイトでも糊口をしのぐ必要があるがなかった。な

るほど給賜令などでは「貧乏で暮しの立たぬ編管・羈管人は、居住地の有力者の證明で、州から食を與える」と明記されている。⁽⁶⁾しかし、同じ法規の中に「老人、病人でなければ男子は半分」とあるように、この生活補助もあまりあてにはならなかつたろう。

士大夫は言を危く、節を峻くするも、遷謫は凄凉たり。晩歳收用せらるるも、衰落懲創し、方を刈り圓と爲る者多し。⁽⁶⁾

南宋の羅大經は『鶴林玉露』で皮肉をこめてこのように書きとめる。南北兩宋を通じて、權力鬭争にまきこまれ、或は自から恰好良く政敵を攻撃し、除名編管された者も、大抵は、湖南や廣南の生活の無理がたたって、再び政界で華を咲かせられずにその生を終った。

(三) 編管州軍と量移

最後に、編管される州軍につき、筆をついやしておきたい。『慶元條法事類』にはそれとかかわる二つの條文が残っている。

- (1) 諸て、遠惡州と稱するは、南恩・新・循・梅・高・雷・化・賓・容・瓊州・萬安・昌化・吉陽軍を謂う。
- (2) 諸て、罪人は編配さるるに、京に入り、及び三路緣邊、川峽路、若しくは邕・宜・廉・融州に往くを得ず。情理兇惡或は強盜は、辰・沅・靖に配するを得ず。⁽⁶⁾

(1)で言うと、瓊州以下は現在の海南島の州軍で、一般にはまとめて「海南」の用語を使い、同じ遠惡州でも「海北」と區別される。また(2)でも、王安石批判で名をなした陳瓘はここに編管されているし、崇寧年間には四川に編管された例も一、二見られる。しかし、宋代三百年を通じて、ほぼこの原則は遵守されていた。さて、編管州軍の並び方は、當然、一定のルールに従っている。『長編』や、『宋會要』から、相當數の事例を抽出しても、それは首肯される。それは、南宋孝

宗時代の羅點の言に出て来る、十四等の配流順序にはかならぬ⁶⁷。さしあたり編管と關係する部分だけ挙げれば、海外、遠惡州軍、廣南、三千里、二千五百里、二千里、一千五百里、一千里、五百里の九等となるうか。(1)でひくように、海南島を除く遠惡州軍は、雷州半島、廣東の西南と西北、そして福建寄りの東部に集中し、廣西は殆んど含まれぬ。そして廣南は、比較的湖南に近い、韶・英・連などの州になる。ついで少數民族に近い場所を除いた湖南南部の、榔・全・永・道州、さらに北へ、衡・潭州というふう⁶⁸に續く。ちなみに、先にも觸れた、徽宗崇寧時代の編管リストでは、廣南・湖南が最も多いことは當然として、湖北、四川、福建、ついで、浙江、江西、江東から、近くは淮南、河南、山東にまで編管州軍が及ぶ。ただし、そうした地方でも、概して、送られる州軍は浙江なら台州のような、少數のしかも特定の場所に限られる。罪狀に應じて、五百里以下、海外(海南)に至る、きめられた場所に「編管」された官員は、胡銓のような例外を別として、恩赦のたびに、今度はその順序を逆にありが、遠地から近地へと編管場所を移動させられる。この赦による移動を「量移」と呼ぶ。『朝野類要』に「恩に該^{あた}り、原赦さるれば、則ち近裏州軍に量移する」とある通りで、この言葉は唐代以來、毎年のように發布される赦書の中に、幾らでも出てくる。この量移は従って、先ほどの編管州軍に當倣めると、海外—嶺南—荆湖—江淮—近地という道筋となり、最後は放逐便、すなわち身體的束縛を解放する所で終る。それは小論冒頭の乾德の詔敕の最後に書かれているごとくである。

一口に量移といっても、赦が発せられるたびに、編管地を機械的に移せばことが済むわけにはゆかぬ。たとえば、哲宗不豫の元符三年(一一〇〇)正月に始まり、徽宗崇寧三年(一一一四)十一月に至るまで、丸四年の間に、全國的な恩赦は六回にも及ぶ。これでは、大抵の編官人は量移をかさね、拘束から解放され、さらに敘任の恩恵に浴することが可能になる。そこで、罪狀の輕重、編管地の遠近、赦數などを紐計(綜合按分計算)した、複雑な「分數」表を作成しておき、赦ごとに一分數(一單位)ごとに量移する方法が案出される⁶⁹。詳細は省くが、たとえば三千里の編管人については、三分放とか二分放

とかいった分數を割ふり、前者なら赦一回につき千里、後者なら千五百里、近地へ向って量移するというやり方である。ただ、これらはいくまでも原則になる取きめで、政治的編管人には、他の附加的要素が作用し、なかなか一筋縄でことが運ばぬのが實情であった。

四 新しい時代の處罰

(一) 責授と安置

宋代、官員の懲罰制度は、前代より遙かに複雑多岐になったことは、すでに繰返し述べたところであり、またこれまでの各章を御覽いただいで容易に理解して頂けるであろう。その中に、「律」以外の體系の、いわば、行政官懲戒に似た、新しい形式の官員處罰が少からず入りこんで來ている。それが、舊來の體系と巧みに結び合わされ、総合的に、宋代の刑罰制度、官員制度にはめこまれていた点もまた注意する必要がある。ここで取上げる「責授」「安置」もその一例と言えよう。

哲宗紹聖の新法黨時代、元祐の舊法黨は根こそぎ中央から放逐される。その時『神宗實錄』編纂に携さわった何人かは次の處分を受けた。責授武安軍節度副使永州安置范祖禹、責授新州別駕英州安置劉安世、そして責授涪州別駕黔州安置黃庭堅。すなわち「責授」という名目で、節度副使や別駕の官職を貰い、州軍を指定して「安置」させられることこれである。この責授は、中央高官から知州へ、あるいは親民官から監當官へという、「差遣」の降格・左遷の末席に連るとも考えられるが、それよりはるかに厳しい。その一方で、これは除名編管のように、犯罪者扱いかという点、實質はさて置き、立前は決してそうではなく、曲りなりにも官員の範疇には含まれる。このような責授安置の制度は、では何時ごろから始まるのだろうか。

数多い放逐官員を收斂する「赦書」を見渡すと、三代皇帝眞宗最初の年の至道三年（九九七、未改元、それまでなかった一節が加わっているのが目につく。

（前略）行軍司馬、防・團副使、上佐官、司土參軍、衙前編管人等、並仰發遣赴京、於逐處投狀、降資斂用。^①
 がそれで、同じ部分を、次の仁宗の天聖二年（一〇二四）の赦文では

行軍司馬、節度・防・團副使、別駕、長史、司馬・文學・散參軍、衙前編管人。^②

とさらに丁寧列挙してくれる。ここにならべられた官名は、幾つかのグループに分けることができ、それなりの歴史と來源を具えている。大まかにいうと、唐代後半の節度使體制の中からはじき出されて來た、節度・防禦・團練の各副使、「上佐官」なる總稱を持つ、諸州府の長史・司馬・別駕、それとは出自を異にする司土・文學と散の字を冠した參軍、そして、五代藩鎮體制の落し子衙前編管人に分けられるだろう。就中、責授と關連して、最も頻繁に顔を出すのが、節度と團練の副使に別駕あたりである。眞宗の咸平五年（一〇〇二）、帝の厚い信頼を受けていた王欽若の館客（家庭教師）と家僕が絡む科擧の不正が發覺した。このため、御史臺關係者は次のような懲罰を科せられた。^③

中丞 趙昌言 削一任 責授安遠軍行軍司馬

侍御史 范正辭 削一任 滁州團練副使

推直官 高鼎 削二任 蘄州別駕

主簿 王化 削二任 黃州參軍

こうした諸史料から、三代皇帝眞宗の十一世紀はじめ頃には、新しい責授の制度が固まりつつあったと推測される。なお、責授官には、しばしば「不得簽書本州公事」という但し書きが付けられる。節度副使にせよ上佐官にせよ、本來は州のレッキとした職官である。特に前者は、前代には或る程度、重い役割も擔っていた。従って、とかく州の政治に容喙し

たがただらうと想像できる。同じ眞宗の咸平の頃、責授官は特に許可のある場合を除き、州の職事に關與してはならぬと詔敕が出ているのも故なしとはしない。

ところで、上佐官に含まれる長史や司馬はすでに唐代、紛うことなき閑職と化していた。その詳細は辻正博氏の「唐代貶官考」⁽⁷⁵⁾にゆずるとして、ここでは白樂天にそのことを語ってもらうだけにしたい。自らの左遷ポストを自嘲氣味に彼は「江州司馬廳記」⁽⁷⁶⁾であらまし次のように書き残す。

唐初の官制の變化で、將軍を帶び開府した刺史の屬官だった魏晉以降の司馬は、單に員數と俸給だけのポストに成下り、内外文武官の左遷右移した者がつけられる。彼自身がついた上州の司馬は、『六典』では從五品。歲廩は數百石、月奉六七万(錢)、表向きは立派で、一族を養うに十分だが、無駄めし喰いの最たるものだ。

同じ官員の懲罰であっても、「律」の正刑の閏刑たる免官や免所居官と、たとえ戸餐であれ、こうした官位を與えておく左遷とは、面子の觀念からも、大きな違いがある。そして何よりも、現實に生起する、多様な官員の處罰に柔軟に對應するためにも、このカテゴリーの持つ意義は少くなかった。それは、「律」にもとづく處罰が、一定の格式から離れられぬのに對し、敕命を切札として、時と場合に應じ、かなりの幅をもって使える便利な制度なのであった。ただ、念のためつけ加えておくべき點が一つある。それは宋代の「上佐官」は必ずしも責授ポストが中心であったわけではないという事實である。宋に至り、確立した科擧制度にあって、毎回、進士・諸科を通じ、かなりの數の「特奏名」が選拔され、彼らに、諸州文學、長史の職が授與される⁽⁷⁷⁾。特奏名は十數回も落第を重ね、六十歳以上の年齢に達した擧人に恩典として與えられるわけだから、彼らが貰う官職も、いわば棄扶持にすぎない。それがとりも直さず上佐官の文學や長史に他ならぬ。それと同じ官職が責授ポストとしても使われていることは、その寓意を汲みとるべきなのであるか。

(二) 安置の諸相——東坡兄弟

江州司馬白居易が、廬山に杖を曳き、陶淵明の舊宅で詩人を偲んだ生活は良く知られている。彼の行動で判断する限り、宋代の責授安置の「安置」という感覚はやや當籤りにくい。ここでは、白居易の相手として不足のない、蘇軾・蘇轍の兄弟を例に使い、宋代の安置のイメージを鮮明にさせてみたい。^⑧

蘇軾は、神宗元豐二年（一〇七九）の夏、新法誹謗の廉で御史臺から告發され、いわゆる「烏臺詩案」にまきこまれる。神宗の配慮で危うく死罪を免れた彼は、その年末、それまでの湖州知事のポストから、檢校尙書水部員外郎、黃州團練副使に責授され、本州安置、不得簽書公事という救命を貰う。この檢校官は左遷を標示する全くの肩書、團練副使は、本來實職だったものが、この段階では武官の給料をあらわす寄祿官と化している。本州というのは肩書にある黃州を指す。ここでいう「安置」は、まず、指定の州軍（できれば州城）から出ず、然るべく謹慎生活を送りなさいという感覚で捉えておいていただきたい。周知のごとく、蘇軾は軍營だった土地、東坡に住み、そこを耕し、あるいは竺沙雅章氏が明らかにしたように、友人たちに土地購入を依頼したりもし乍ら、丸四年の歳月をここで過ごす。赤壁の賦や、當時の幾つかの詩を讀むと、そこでは「編管」のような面倒な手續はなく、また城内居住を強制され行動を制限された形跡はみられない。

元豐七年正月、東坡は、都に近い汝州團練副使本州安置の命を受取り、家族一統二十人餘りを連れて黃州をあとにした。前年十一月の南郊の祀りの大赦による「量移」である。ところが彼は、「自分は田地が常州にあり、そこへ行けば何とか食べでゆけるが、汝州はそうはゆかぬ」と切々と皇帝に上訴し、これが認められる。^⑨「安置」から一段階緩やかな「任便居住」扱いにされたわけである。神宗の崩御した元豐八年（一〇八五）秋、蘇軾は六年ぶりで開封に戻る。そして宣仁太后の元祐舊法黨時代、翰林學士や、蘇堤構築で名高い杭州の知事などの要職を歴任する。ところが絶頂期の八年間は瞬く間に過ぎ、再び風向きが變る。

哲宗親政で新法派が天下を握った紹聖元年（一〇九四）四月、彼はまず承議郎（從七品）で知英州のポストを與えられ、赴任の途次、寧遠軍節度副使惠州安置に責授される。十月、廣南の惠州に到着した彼は、ここで九二年の歲月を送る。いわゆる瘴癘の地で、東坡は末子の蘇過とともに、淡々たる心境ですごし、橋を二つ架ける音頭をとって人々の不便を救ったりしていたと、蘇轍は兄の墓誌銘に書き残している。

ところが中央政府の彼への憎悪はやまず、四年二月、瓊州別駕昌化軍安置と、いっそう条件の悪い海南島に移され、四月十九日に出發、七月二十二日に到着している。その間、時を同じくして、分司南京筠州居住から、化州別駕雷州安置へと貶された弟蘇轍と藤州で邂逅し、雷州まで行を共にする。當時、人の住む所ではないとされた海南島で、東坡ははじめ官舎を借りるが、クレームがついたため、土地を求めて三間の小屋を作る。ここで三年近い月日を送り、元符三年（一一〇一）月、朝奉郎（正七品）提舉成都府玉局觀、在外州縣任便居住で、まる六年に及ぶ、罪人扱いの生活に終止符を打つわけだが、同時に彼の生命の炎も、ほぼ盡きはて、翌年、六十六才で世を去る。

元祐の舊法黨時代、兄より高位の副宰相まで勤めた蘇轍は、紹聖の新法政權が成立すると、やはり左朝議大夫・知袁州に降格され、それを追いかけて試少府少監・分司南京・筠州居住の命を受け、半年のち、責授化州別駕雷州安置ときまる。紹聖四年（一〇九七）の五月、彼は廣南の果て雷州で、知州張逢の好意で兄としばしの時をすごすが、これが當事者の逆鱗にふれ、その意を體した董必という男が蘇轍を弾劾する。その内容は、安置人の實際を知る参考となるので、書き連ねておく。(1)雷州到着に際し、知州張逢以下と問接。(2)翌日、知州が正式に招待。(3)進見人吳國鑑の家を借用。(4)毎月一、二回、知州のところで食事。(5)白直（付人）七人を差借。(6)縣知事が大工を出して家を修繕。弾劾の結果、知州張逢は勒停、縣令陳諤は衝替の處罰を加えられ、蘇轍自身も循州安置に移される。こうした事柄は、すべて、安置人としては好ましか

らざる目で見られていたことが理解されよう。循州に移った蘇轍は、錢五十貫で、大小十間の民居を買取って、まず普通の市井の民と同じように生活する。その後、兄軾と同じ時期の赦で、同じように宮觀差遣（祠祿）、外州縣任便居住を與えられるが、違うところは、以後十數年、穎濱遺老として、悠々自適する點である。

「安置」に關して、なお一、二をつけ加える。まず「編管」と同じく、その場所について。「安置」の史料を百ばかり集めて眺めると、とりわけ南宋では「編管」と似通っているが、やはり差異も見られる。北宋の前半期には、長安の東南山中の商州や、河南と湖北の境界地方の、房、金、隨、均といった諸州に安置される例が多い。それより北の汝、潁などの州は善地なのである。また、揚子江中流の、舒、太平、池、和や饒の諸州も、安置州の常連にあげられよう。このように、都開封から比較的近い場所に安置されているからこそ、諸州の貶降官がややもすれば都の登聞鼓を打って訴狀をたてまつるような事態が生じることになる。仁宗の景祐三年（一〇三六）、秦州司馬の林獻可は、勝手に本州を離れ、機密の書狀を上進して來た。これは「律」の違制失にあたり、杖百の私罪扱いとして、漳州參軍に降格されたのなどはその具體例である。⁸⁵それが、北宋後半、朋黨の激化で、編管、安置雙方とも人數が著しく増加するに従い、江西、湖南に置かれるケースが普通になり、舊法黨の有力者たちは、蘇軾兄弟のように嶺南安置にされる。

次は安置人の給料について。太宗の太平興國八年（九八三）、河平頗なるうたを献上し、それが朝廷と大臣を侮辱誹謗するとして、商州團練副使本州安置に貶された胡旦の場合、「分司官吏によって半俸を支給する」と『宋會要』にある。⁸⁶分司については後に述べるとして、さしあたり『宋史』職官志の「奉祿」を調べると、元豐年間以前では、節度副使は月に三十貫、行軍司馬十五貫、防禦・團練副使二十貫、別駕・長史・司馬と司士參軍・文學參軍はどれも一律に七貫の數字があがっている。ただこうした官職には、今でいえば職務手當やボーナスにも當る廚料や衣賜は支給されない。また先に引用した、

泰州司馬から福建漳州の參軍に降格された林獻可の料錢が五貫とあって、幾ら福建のはてでもこれは安すぎる⁸⁷⁾。參軍の正規の給料が職官志の七貫とすれば、このケースは約三十パーセントカットだが、半分より優遇とも言える。念のためつけ加えると、黃州に最初に貶官される前の東坡の本俸は、員外郎クラスで三十貫と、節度副使並みだが、知州としての勤務手當をはじめ、副次収入が多く、また商才豊かだった彼は、當然地位を利用して理財につとめただろう。それらの蓄えは、彼の言を信じれば、黃州の四年間で底をついたことになる。とまれ、責授安置は、曲りなりにも官職を持つ身分だから、給料削減や、ある程度の禮遇停止などのマイナスは伴っても、それなりに不便とはいえ自由な生活は可能だったと考えるよからう。

最後に、安置の定義にかかわる問題を付記しておきたい。南宋末の張端義の隨筆『貴耳集』には、彼が理宗の端平更化に際して、詔に應じて上書したことが祟り、韶州に安置されたことが記されている。その部分で彼は、「典故によれば、安置は宰執・侍従を遇し、居役は庶官を遇し、聽贖は士子を遇し、自効は軍將を遇する」もので、自分のような者に大臣の法を用うるのは不都合だと述べる。これは、或は南宋末には通例だったかも知れぬが、本來は安置や後述する居住の相違に、官職の上下が影響していたとは、私には思えない⁸⁸⁾。

五 分司と居住

(一) 留臺と分司

全體として眺めれば、官員に對する處罰の一環をなすのであるが、直接には、前章で述べた「責授安置」より一段軽く、また、その前の「編管」などとも繋りのある處分があと二つほど存在する。「分司居住」と「宮觀差遣」がそれである。考

え方によっては、この二つは結局は同じものとも言えるのだが、この小論ではすでにしばしば論じられている「祠祿の官」とも呼ばれる後者は割愛し、⁸⁹前者の分司居住だけに限定しておきたい。

「留司」「分司」の名を冠し、「居住」の文字を加える官員の處分は、「責授安置」よりずっと軽く、特に北宋時代にはしばしば見ることができ、宋に先だつ唐朝は、東都洛陽に、國都長安と同じく、尙書省はじめ幾つかの名目的な官署を設け、俸祿だけ與える閑職ポストとしてそれを使った。ただ、洛陽は長安に近く、たびたび皇帝も訪れているから、これら役所に多少の意味がないわけではなかった。この役所は、百司分司とか單に分司とか呼ばれるが、たとえば明代の「南京官」のような大きな規模ではなく、御史臺など一部を除くと、官署の名稱が明記されぬのが通例である。留司東都や分司東都のポストにどんな人物が任じられていたかを、王鳴盛は正史の中から、二十數例ほど拾ってくれている。⁹⁰それによると、唐代の分司官は、何か不祥事を起して左遷された人と、洛陽居住を自分から希望した者に分れ、その人物も、上は宰相から、一般官員まで、文武を問わなかったことが判る。また、ここでも登場する白樂天をはじめ、分司官を許された人たちに「太子賓客」の官を授けられるケースが壓倒的に多く、ために「賓客分司」という言葉までできていたらしい。⁹¹

戦亂の五代、洛陽に都をたて、唐の後繼者をもって自任した後唐の明宗時代、中書舍人楊凝式らは、こんどは西京となつた長安に、唐に倣つた留臺・留省を置くよう提言したが、これは實現しなかった。⁹²それが何時から復活するのか、残念ながらいまのところ不明である。ただ宋は國初から、老人優遇ポストとしてこれを使っているので、少くとも後周時代には、その制度は存在したとみて大過あるまい。

さて、一口に分司といっても、留司、留臺などの別稱も併せて、その概念は必ずしも明確にはされていないのではなからうか。⁹³試みに『宋史』職官志を繙くと、そこに記載されている正式の官稱は、三京留司御史臺だけである。⁹⁴

三京留司御史臺、管勾臺事各一人（舊日判臺）、以朝官以上充、掌拜表行書、糾舉違失（下略）。

略した部分に、附屬胥吏の名額があるだけで、これだと、三京一人づつ、三人しか正官が居らぬことになる。それはともかく、宋代の三京とは、國都東京開封府をとりまく、西京（洛陽）、南京（應天府・商邱）、北京（大名府・元城）を指し、西京より時期は遅れるがそこにも留司が設けられていた。⁸⁶職官志のいう留司御史臺の長官は、三品以上ならば判（某京留司御史臺、それ以外は權管勾某京留司御史臺公事と稱され、それ自體はれっきとした差遣で、左遷ポストというより、高級官僚や轉運使を経験した年老者を優遇する時使われる。いいかえれば、高級官僚ではあっても、出世コースから外れたり、あるいは一風變った性格の人物のためそれが用意されていたのである。従って、その年齢は、致仕の七十歳を過ぎてもよく——但し任期は一任三十箇月——正規の奉祿のほか、諸手當なども十分に支給される。このポストは、ほとんど名前だけのものではあるといっても、仁宗の景祐年間の吳育のように、洛陽の知府張堯佐の不法を糾弾して、御史臺官の實を擧げた例もないわけではない。⁸⁷それと逆ではあるが、新法の政界から下野した司馬光は、熙寧五年（一〇七二）、端明殿學士の館職を帯び、洛陽獨樂園の寓居で『資治通鑑』執筆に従った。この時の彼の差遣は、判西京留臺であり、『通鑑』の晉紀あたりの部分では、この肩書が明記されて残っている。こうした點から、三京留臺のポストを希望する者が少くなく、増員もされてはいるけれども、王安石新法實施の本格化とともに、從來の留臺就任該當者を、増設した「宮觀差遣」にふり向けはじめたため、このポストが次第に色褪せてくる。

留臺のほかに、北宋時代、三京には國子監も設けられ、そこに分司官があった史料も残っている。その中で、比較的まとまっている王栒の『燕翼詒謀錄』卷四を引用しよう。

仁宗景祐元年四月癸酉、詔以河南府學、爲西京國子監、置分司官。其後南京・北京、皆援爲之。崇寧四年秋七月丙午朔、詔罷三京國子監官、各置司業一員、其視京監、體面微矣。

この分司國子監は、留臺のように職官志には見えず、本物の國子監にくらべると、とるに足らぬものだったようで、『却

『掃編』でも単に「錢糧を出納する」つまり、實質は三京府學の單純な會計掛の役程度でお茶が濁されていたとの記述が見える。⁽⁹⁷⁾

とまれ、御史臺と國子監が、留司、分司の具體的官廳として存在するわけだが、それぞれに、本物と同じような官職名があったかどうかは甚だ疑わしい。數多い「西京分司」「分司南京」という肩書のこまかな職名は、留臺長官などごく一部を除き、實はどうでもよくて、御史臺や國子監の分司の枠内ということでも十分でなかったのではないかと推測される。元豐の官制改革のあと、奉議郎(寄祿)・太府寺丞(差遣)の王璋は、病氣のためみずから分司南京を乞い、守本官(寄祿官は元通り)、舊に依り太府寺丞として分司南京を承認された。それ以後、みずから分司を請う者には、職事官を帶せしむ⁽⁹⁸⁾、つまり、それまでの官職を、恐らく名目的に持つてよいことになったという。さすれば、留臺分司や百司分司などといったところで、その個々の職名はどうでもよいことになる筈である。

(二) 分司官と居住

さきの留臺のところでも觸れたように、宋初から、分司官は、二つの流れに分れていた。國初時代の太祖・太宗に於ては、五代十國の舊高官でとかく問題のあった者や、除名などの重罪を犯した者の敘復の階梯として分司西京が與えられる例がいくつか目につく。さらに宋初の功臣趙普の妹を娶った侯仁望は、父親が洛陽に豪邸と田畑を持つたため、分司を希望⁽⁹⁹⁾し、また、のち家婢を百人も殺した罪で、洛陽で棄市された、太祖の孝明皇后の同母弟王繼勳も、それを貰っていたような例もある。自から優秀な地方官の選任に務めた太宗は、迂儒因循の者は、分司西京とし、俸給だけ與え差遣に關係させぬようにすると語る通り、⁽¹⁰⁰⁾ そのころから、府州知事の不適格者の分司官任命が頻繁に見られるようになる。それと並行して、病身や老年で前途に見切りをつけた中級以上の官員が、自主的に分司の任につくケースも目立ちはじめ⁽¹⁰¹⁾る。

三代皇帝眞宗の末、天禧四年（一〇二〇）に分司南京があらわれ、ついで、分司に、取便居住、從便居住などといった、條件がつき始める。唐代の分司東都や、これまでの分司西京は、洛陽に居住することを當然の前提とし、人々もこの都市に憧れを抱いていた。ところが、開封の東南の南京應天府や、黄河を渡った北の北京大名府は、必ずしも住心地のよい、文化の香り高い都市とはいえぬ。このため、まず、分司南京でも、そこに住まなくてもよしとする「逐便居住」なる但し書きが加わる。ついで、分司官が持つ本來的な側面の一つである左遷の性格と、この居住とが組合され、より総合的な、宋代の官員懲罰、行政處分の構造の中に、その座を確立する次第となる。この點はいま少し詳しく説明しておこう。

いったい、分司官の最大のメリットは、俸給が諸手當も含めて全額支給されることと、致仕、すなわち七十才以後でも、一定期間は現職を保證され、かつ、どこにでも自由に居住できる點であろう。これは、本人からみればステータスが多少おちるマイナス面を補って餘りある魅力である。反對に宋朝の立場にたてば、本來は必ずしも官員處分制度とはいえぬ、この分司・居住を、これまで縷説してきた懲罰の一環にとりこむことによって、全體の制度をさらに豊かに、體系的に仕上げるのが可能になる。果して、分司・居住は間もなく、宮觀差遣（祠祿）・居住の制度に事實上は吸収され、あらたな展開をみせることになる。

ここで、ではそもそも、分司官はどのくらいの人數だったのかにつき、言葉をはさんでおこう。これは正確にはよく判らないけれども、宋敏求は、國初建隆三年（九六〇）の班簿では文班十人、武班十一人——班簿全部では二二四人——の數字をあげる。それが、元豐八年（一〇八五）七月の御史臺班簿では内外一八〇〇員のうち、分司官四十員とする。後者は、恐らく御史臺の名目的にせよ管轄下にあった分司官の數と想像され、これに國子監などを加えると、かなりの人數が「分司」をもらっていたと考えられよう。こうした數字を頭にいれて、いま少し分司官の足どりを追って行きたい。

六代皇帝神宗の即位直後から開始された王安石の新法と並行して、それまで數箇處にすぎなかった宮觀差遣が、大幅に

増加し、しかも同時に何人もが、同じ名稱の宮觀差遣を名目的に與えられる現象が生じる。士大夫の老疾者を優遇する名に借りて、新しい政敵追放の手段が編み出されたわけで、以後このやり方は南宋末まで、常に利用され續ける。この宮觀差遣は、熙寧四年（一〇七二）の詔敕に、正式の提擧もしくは管勾宮觀官一人が、現地に赴き任務につく以外は、「分司致仕」の例により「任便居住」させるように、「然るべく捨扶持を與えるから政治に口を出さずひっこんでいろ」という、分司居住と變らない性格を備える。宮觀差遣が増加すると、分司官とりわけ南京・北京のそれと重複し、後者の存在意義が薄くなるのは自然の成行である。神宗親政の元豐四年（一〇八二）十二月、恐らく元豐の官制改革と連動しての措置だろうが、分司官の廢罷を傳える敕命があらわれる。そこには「以後、現任官が分司を乞うことを許可せず、現任の者は二年後には、勒停・放罷する」と記されてある。ところが、宣仁太后の舊法黨政權ができあがった元祐元年（一〇八六）五月、三京の分司官が復活し、父母の喪の服し方が非禮と指彈された元王安石側近の李定が、守本官・分司南京・揚州居住の命を受けている。なお揚州は李定の故郷であり、編管や安置と違い、分司居住では、しばしばこうした便宜も考慮される。

元祐以後、南宋初期に至るまで、再び分司官は史料に出没する。その場合、單なる偶然と思われぬのは壓倒的に分司南京が多い點であろう。また、その際、責授秘書省監という差遣名がしばしば使われていることにも氣づかれる。靖康の變のあと、金に協力した罪で追放される黃潛善や汪伯彥、さらには周望、趙鼎らの宰執クラスの官職として、この秘書少監分司南京が使われていることは、そこに、普遍化した宮觀差遣・居住と違った意味が附隨していたかと思われる。南宋に入ると、開封に近い中原の三京は、いずれも異民族の勢力下に入る。最初は立前としてそれを残していたとしても、次第に分司は名實ともに不要の存在と化し、やがて宋の官制、同時に懲罰處分の體系の中からも消えてゆく。

おわりに、これまでと同じく、「居住」の場所についても言及しておかねばなるまい。この制限がつく行政處分には、分司と宮觀があり、それぞれ多數の事例を探し出せる。これまた、時代により傾向がやや違うが、北宋時代は居住を指定さ

れる州軍は、長江中流域の安徽、江西が多く、とくに徽宗以後、南宋はじめの分司南京は筠州が群を抜く。居住も安置・編管と連動を深めた哲宗末以後は、遠く廣南の韶州や湖南の永州、桂陽監、あるいは福建や浙東の山間部が加わる。とはいっても、先の李定の例から窺えるように、これは、編管や安置より、遙かに自由で、表面的蟄居といってもよい程度の軽い拘束力しか持たなかったと考えられる。

六 赦文と敍復

この小論のさしあたっての締括りとして、懲罰された官員たちが、如何にして再び官途に復歸するの概観しておきたい。いうまでもなく宋代の敍法——官員をそれぞれのポストに任用、移動させる方法——は複雑煩瑣で、それ自體、獨立してとりあげるべき内容を持つから、本章では、その極く一部分しか取扱えない點はあらかじめお断わりしておく。

宋代、貶降官員の再敍用に對して、赦書はまとまった材料を提供してくれる。すでに唐代、しばしば發布される長文の赦書には、多彩な要素が盛り込まれている。宋代の赦書のうち、黜降官の敍法の部分だけが、幸いにもまとめて『宋會要』職官七六に收められている。ただし、これとても、即位・大祀など中核になる赦文から、さまざまな機會に發布される德音や曲赦などを加えると、北宋百五十年間だけでも軽く百に達する。その中から、形式が整い、以後の規範となる眞宗即位の至道三年（九九七・未改元）を例にとつて論を進めたい。説明の便宜のため、これも番號で區切りをつける。

至道三年四月一日、眞宗即位の赦書。(1) 諸て、貶降・責授官は、量りて陞陟を與す。(2) 外に在りて、未だ量移せざる者は、量移を與し、已に量移せし者は復資を與し、已に復資せし者は敍用を與う。(3) 應ゆる西川・廣南州縣官所に赴かず、起遣して京に赴かざる者は、並びに敍用を與す。(4) 配流人内、曾って職官に任じ、已に赦恩を経て放逐せら

れし者は、量りて敍用を與す。(5)除名・追官・停任人、并びに終身齒せざる、及び註誤・連累に因りて、自來未だ敢て仕を求めざるの人は、並に刑部に於て投狀せよ。(6)行軍司馬、防・團副使、上佐官、司士參軍、衙前編管人等は、並に依りて發遣し、京に赴かしめ、逐處に於て投狀し、資を降して敍用せよ。(7)除名・追官・停任・衙前編管人は、並に仰せて格敕に依り施行せよ。(8)内年老・疾患・任使に堪えざる者は、並に仰せて引見し、旨を取らしむ。(9)恩を経て、已に放ちて便を逐わしむる者は、並びに刑部に狀を投じ、量りて敍用を與す。(10)停職の諸色人等、未だ曾って敍用せざる者は、仰せて刑部に於て狀を投じ、引見して旨を取らしむ。

一見して明らかないように、ここでは「赦」によって貶降官員の「敍用」を認める原則が、對象を幾つかに分けて羅列されているにすぎない。この中で當面重要な部分は、(5)と(6)で、(7)もそれと關連し、ついで(2)(4)(9)がひとまとめになるうか。すなわち、赦文による追放場所の移動と最終的放免、それに伴う寄祿官位の授與、そして官職(差遣)への再任用(敍用)といった段階、カテゴリーに大別される。以下、必要な部分を解説し、問題點を指摘したい。

(1)は赦文全體の趣旨で、貶降・責授の二語に、當時の官員の懲罰・處分すべてがとりこまれていた。陞陟は降黜の反對語。(2)は唐代以來、敍用の赦文の常套文句。ここでは、舊い傳統そのままに、量移↓復資↓敍用とならべるが、宋代に入ると、この部分に大きな變化が生じる。すでに第三章の(3)以下で詳説したように、流居の場所が、羈管・編管の遠近に始まり、安置・居住そして自由の身になる放逐と、段階づけられ、赦と結びあつて複雑に制度化している。復資は、前代までの何品官が、宋では寄祿官位を與えられる方向に變る。(2)の表現が時代が下るにつれて變化するのも當然だが、それはあとで再びふれる。至道の赦文ではこの(2)と(4)(9)が相互に關係している。

さて、引用原文中、中心をなすのが(5)(6)(7)であろう。ここに、唐代をひきついで、「除名・免官・免所居官」と、宋代の新しい「責授安置」などの處罰者への敍任の大綱が示されている。すなわち、「唐律」の、處分された官員は、その罪刑の

輕重に従って、それぞれ六年・三年・一年の後、定められた資品をもって、再び職務についてよいところで認められるわけである。

まず「刑部に投状」と片付けられている敍用の手續を一瞥しておきたい。『慶元條法事類』卷一三の「敍復」に載せられた「職制式」の規定に従い、敍復を願う者は、「敍用家狀」と「敍用狀」の二つを用意して、それを所屬の州をへて尙書刑部に提出せねばならない。「敍用家狀」は、本人の姓名・本籍・年令・父祖三代の姓名(官爵)、ついで自分の出身と經歷、どのような處罰を受け、現在どこに居るかを定式通り書き連ねる。これを、懲罰を受けて以來の年月數、病氣や服喪の狀況にないこと、三人以上のしかるべき保證人を揃えた「敍用狀」と併せて、「刑部に投状」となる。基本はこの通りでも、被懲罰人にとって、より直接に重要な書類は、自分の罪狀や刑名を書き記した公式文書で、これは、本來刑部から、郵遞を使い、配隸州軍に送付されるものだが、本人も必ず副本を持っておらねばならぬ。量移がたび重なると、本人の證明は一にこの書類にかかってくるためである。(5)と(7)が、「律」を根底に持つ懲罰を念頭に置くに對し、(8)はそうした背景よりも、宋代の行政枠の中の處分を對象とする。そのあらまは第四章(一)で述べてあり、従ってここでは刑部に投状するのではなく、逐處に投状し、降資・敍用とあるのも當然である。

さて、このような、宋初に成立した赦文による敍用の原則は、時代とともに變化しはじめる。それを促す要素は幾つかあり、それらが微妙に絡み合って、新しい道筋を作りあげてゆく。敍用・復資・量移いづれにも關係する「赦」がまずかなり重要な役割を果す。天の祭祀、明堂の祭りといった、大赦の理由となる三年一回の行事だけが、定期的に行なわれるだけなら問題は少いのだが、これがとかく増えがちになる。たとえば神宗不豫の元豐末は、半年の間に三回、次の哲宗末の元符から徽宗にかけては四年に六回と、たて續けに大赦令が出される。そうなると、宋代の量移の具體的な單位をなす、編管場所を、赦のたびに一つづつ、雙六のコマよろしく中央に近づけ、短い年限の間に、ほとんどが「放逐便」すなわち

一般人と同じ扱いとなつて、敍用される可能性が生じる。また責授・安置や衝替とか差替という、宋代に廣汎に出現する處罰・處分に於ては、これまた敍によって比較的簡單に原職の周邊へ復歸させられる。そうなると「律」の除名が、六年たつて初任から敍用という規定が重すぎることになる。果して、神宗末年の敍文で、

元豐八年正月九日、以年穀屢豐、赦書、應命官停降、并未復舊官者、並特與理三期。

と與理三期なる一句が加わる。これは除名など重い罪の者も、特に三年で敍法を適用することを意味し、一度こういう敍書がでると、次からは當然のようにそれが踏襲される。こうした動きは、より現實的には、敍書の構造に變化を生ぜしめる。上記敍書に引續く、元豐三年三月六日發布の哲宗即位の敍書では、

應除名・追官・停任人等、曾編管・羈管、經恩、已放逐使者、並許於刑部投狀、量與敍用。

と、至道敍書の(5)と(8)が一つになつてしまふ。さらに、この前後から、

(前略) 應合敍用人、並與理當三期、命官編管・羈管・責授散官安置人、理爲一赦。

のように、除命、免官、免所居など「唐律」の用語を避け、宋人に馴染深い言葉でそれらを代用する敍文も頻繁にみられるようになる。それにさらに並行して、北宋前半ではなかった、衝替・差替といった「唐律」と關係の薄い官員處分分野でも、編管、安置などに並列した形で敍文が作られる。

建炎二年十一月二十二日敍。應衝替、命官係事理重者、與減作稍重、係稍重者、減作輕、係輕者、便與差遣。差替・放罷者、依無過人例、使臣比類施行。其緣公犯罪、衝替重、降作稍輕、重者便與本等差遣。

かくて、南宋初めの明堂敍文は、

紹興元年九月十八日、明堂敍。應合敍用人、並理當三期、其永不收敍人、仰經所屬自陳、具元犯、申刑部、看詳取旨、敍用。命官編配・羈管・責授散官安置人、理爲一赦。居住人令所屬・具元犯因依、聞奏取旨、移放。其應合檢舉敍復

人、仰刑部、限一月、逐旋開具、申尙書省、如稽遠漏落、委御史臺彈劾。

と、甚だスッキリした形となつて、のち南宋の各時代にひきつがれる次第となる。

以上、宋代の赦文を通して赦復の原則を眺めると次のようにまとめられるかと思われる。「唐律」の官員處罰の原則は、北宋の中頃までは、とりわけ「赦書」のような傳統依存色の濃いものの中では、中心になる柱としてとりあげられてきた。しかし、この小稿で述べて來たさまざまの、宋代に廣く行われるようになった處罰・處分に對する事後處置をも、十分に赦に盛りこむ必要が生じる。それは古いものと新しい事態とのせめぎ合いを經過し、やがて神宗の頃から、ほぼ新しい赦復の原則ができあがつてゆくのであると。

おわりに

本稿では、これまであまり關心を拂われず、従つてまた放置されたままになっていた宋代の官員處罰をとりあげ、關係する語彙の解説をも含めて、それらをトータルに、唐から宋への歴史の流れの中に位置づけようと試みた。問題が多岐にわたり、持ち出した疑問がなお十分に明らかにできぬ部分も少くはない。だがここで扱つたような問題は、その一つ一つの事柄を個別分散的に考證し、それをつみ重ねていっても、恐らくさしたる効果は期待できまい。官員の犯罪や違法とその處罰は、大なり小なり何時の時代にも存在するからである。そこで小稿では「唐律」を基調とした傳統的な刑法・刑罰と、宋代、新しく形作られてきた制度を交叉させ、その中で諸史料を位置づけ、その意味を明らかにする方法をとつた。従來、殆ど利用されなかつた史料の中から、幾らかでも役に立つ問題が抽出できれば、小稿の目的は達せられたといつて良い。ただし、ここに扱つた諸項は、私の考えている宋代の官員の貶黜全體からすると、まだ半分ほどにすぎない。残る

部分には、贖罪とかかわる、官當、罰銅、罰金を筆頭に、罰俸、罰直など、まだ解明しなければならぬ事柄が残されている。わけても贖罪は、のちに明代に至って、さらに多面的な展開をみせる。その下地は、ほぼ宋代にできていたわけだが、稿を改めて、後の時代をも視野にいれつつ、考察する機会を得たく考えている。

注

- (1) 仁井田陞『中國法制史研究』、「刑法」の一〇頁。
- (2) 注(1)の同書。第五章第七節、唐律における通則的規定とその來源。
- (3) それに至る経緯は、第一章でも觸れる。俞文豹『吹劍錄四集』、國初、賊吏皆斬、張希永止盜二百四十千亦死、紹聖後、方立三免法、不死・不黜・不杖。ここでは黜を意をもって黜に改めた。
- (4) 宋代の代表例としては、神宗の熙寧二年(一〇六九)、當時知金州だった張仲宣が贓罪を犯し、貸死杖脊配海島に處せられんとした時の、知審刑院蘇頌の發言中にみえる。且古者、刑不上大夫、仲宣官五品、有罪得乘車、今刑爲徒隸、恐汚辱衣冠耳(『文獻通考』卷一六七、刑考)。
- (5) 李燾『續資治通鑑長編』(以下本文ともに『長編』と略稱)卷八四(丁數は浙江書局刊本)、乾德五年二月癸酉。
- (6) 普通の流刑者には、宋代は「配隸」の總稱を使う。配の定義は、『慶元條法事類』卷七五、編配流役の名例敕に、「刺面、不指定軍名者、配牢城云々」とある。なお、配流、配隸と、官員の編管を一つにした言葉が編配である。
- (7) 衙前配隸は當面の官員處罰において、それほど重要な部分とはなっておらず、かつまた系譜的にも別途に考えねばならぬ問題なので、ここでは説明を省略する。
- (8) 『長編』卷八五、乾德五年三月庚戌の導口縣令と主簿(贓汚)、徐松輯『宋會要輯稿』(以下本文とも『宋會要』と略稱)、職官六四七、端拱元年三月十九日條の侯莫陳利用(指斥乘輿)など。
- (9) 『長編』卷八七六、大中祥符九年六月辛巳。清朝の例では配流の場所で決杖するケースが普通のようなだが、宋は必ずしもそうではない。
- (10) 『長編』卷三五〇十一、元豐七年十二月甲戌。なお牢城については、佐伯富「宋代の牢城軍について」(『劉子健博士頌壽紀念宋代史論集』)を参照されたい。
- (11) いずれも『宋刑統』「名例律」十七に附録。
- (12) 前注と同じ場所に掲載。なお『長編』卷三二一三、淳化元年正月丙申の條を参照。
- (13) 『慶元條法事類』卷七六、當贖門・總法の名例敕。
- (14) 『慶元條法事類』卷七六、追當の名例敕。
- (15) 参考のため申し添えると、直閣までが文官のしかも比較的高級の館職、帶御器械から閣門祇候までは、武階の中のエリートに與えられる館職相當の肩書、入内以下は宦官に對するそれである。
- (16) それら敕書はすべて、『宋會要』職官七六の「收敍放逐官」におさめられている。
- (17) 『宋會要』職官七六一二五。大觀元年十月十七日條。別に同七六六、景德三年二月の詔も關係する。

- (18) 『宋會要』職官六四八、淳化二年九月二日。
- (19) 『宋會要』職官六四九、淳化三年五月十四日。
- (20) 『宋會要』職官六四四〇、康定元年四月二十七日、『長編』卷二二七五、同辛亥。
- (21) 『宋會要』職官六四三二、天聖七年七月十二日。
- (22) 『長編』卷一〇三二三、天聖三年八月乙亥。
- (23) 注(5)にひく『長編』。
- (24) 『長編』卷五〇七二二、元符二年三月乙丑、『宋會要』職官六七二四の同日。なお武階の追官のルールについては、『宋會要』職官六六一二〇、元豐五年十一月四日に参考になる記述がある。
- (25) たとえば『長編』卷二八九一三、元豐元年五月甲戌では、降兩官勒停を後で追兩官といいかえる。また、同卷五一六一、元符二年十二月己亥では、本文の追兩官を會布の日録を引用して、李焘は降兩官と同じことにしている。
- (26) 『長編』卷五〇三二七、元符元年十月癸卯。
- (27) 『長編』卷五〇五一〇、元符二年正月庚申。
- (28) 『長編』卷二二六九、熙寧三年十月己卯。
- (29) 『長編』卷三八一一、元祐元年六月甲寅。
- (30) 趙升『朝野類要』卷五、降授。
- (31) 『梁書』卷三三、大同二年五月。於民有蠹患者、便即勒停。
- (32) 『全唐文』卷六七、穆宗、長慶二年の平汴宋德音。
- (33) 兩者とも『宋會要』職官七六一。
- (34) 『長編』卷七八七七、大中祥符五年七月乙酉。同卷八九一四、同六年十一月甲午。
- (35) 『長編』卷九〇一二〇、天禧元年九月辛亥。そのほか『長編』卷四五五、咸平二年八月庚申には、停所居官の用例もある。
- (36) 勒見任は、あるいは胥吏のための用語かも知れぬ。『宋會要』刑法四一六九、雍熙三年五月。
- (37) 『宋會要』職官七六二三、端拱元年正月十七日。『長編』卷二七一九、雍熙三年九月戊辰。
- (38) 『宋會要』職官七六十五、景德元年正月一日、同七六十九、乾興元年二月二十日。なお以上(35)から(38)の用語は、とくに宋初の眞宗初めまでに集中して使われる感がある。
- (39) 『長編』卷五二三四、元符二年七月癸丑。
- (40) 『宋會要』職官七六六。
- (41) 『長編』卷三二一三、淳化元年正月丙申。
- (42) 『長編』卷二七一九、雍熙三年九月戊申。
- (43) 『長編』卷五二一八、咸平五年六月己巳。なお査陶の本傳は『宋史』卷二九六。
- (44) 『長編』卷六〇一五、景德二年七月辛亥。
- (45) 『長編』卷一七八三、至和二年正月癸巳。
- (46) 『宋會要』刑法四七六、熙寧二年十二月十一日。これは注意すべき史料と思われるから、全文掲げる。詔、今後失入死罪。已決。三名。爲首者。手分・刺配千里外牢城。命官・除名編管。第二從、除名。第四從、追官勒停。二名。爲首者。手分・遠惡處編管。命官・除名。第二從、追官勒停。第三第四從、勒停。一名。爲首者。手分・千里外編管。命官・追一官勒停。第二從、勒停。第三第四從、衝替。以上赦降・去官不免。後合磨勘・酬賞・轉官取旨。未決者、比數遞減一等。赦降・去官又遞減一等。內使相・宣徽使・前兩府取旨。大卿監・閣門使以上、以類上條降官・落職・分司、或移差遣。其武臣知州軍、自來不習刑名者、取旨施行。
- (47) 『慶元條法事類』卷一〇、同職犯罪にひく斷獄救。
- (48) 指斥乘輿で陵遲處死となつた元山陰縣主簿の余行之はその一例。『長編』卷三二二一六、元豐四年四月壬申。
- (49) 『長編』卷三九五一一八、元祐二年二月己亥。
- (50) 『沈寄移先生遺書』歷代刑法、分考卷九。

- (51) 卷七五、編配流役の斷獄令。
 編置の語は、長編一五一〇、慶曆四年八月戊申などに見える。
- (52) 『慶元條法事類』卷七五、部送罪人の吏卒令。なおこの「部送罪人」には罪人を護送するに當つてのこまかな法規が多數載っている。
- (53) 『宋會要』刑法七三三、紹興三十一年九月十八日と同日の記事。
 『宋會要』職官六九五、宣和二年正月二日、致仕の馮浩について、追毀出身以來文字、除名勒停、枷項、送永州編管。(中略)兇暴姦惡、死有餘責故也。また同七一五、隆興元年正月、右宣教郎廬仲賢、除名勒停、枷項、送郴州編管。のように、わざわざ書き加えることは、普通はそうでないと思われる。
- (54) 『慶元條法事類』卷七五、編配流役の斷獄令や部送罪人の給賜令。
- (55) 『慶元條法事類』卷七五、編配流役の斷獄令。諸て責降安置、及び編配・羈管人は、所在の州、常切に檢察し、城を出し、及び走失を致さしむる無れ。編配は編管配隸の略。
- (56) 呈身は、自身で官に出頭する意に使われているが、唐代ではこの言葉は、自身を賣りこむというあまり良い言葉ではなかった(『能改齋漫錄』卷一二、呈身御史)。ただ、『資治通鑑』卷三六五には「毎旬聚廳呈驗人馬」の語があり、旬呈とか呈驗といった呈身と同じ意味の言葉は前代から使われていたことが判る。
- (57) このあたりの規定は『慶元條法事類』卷七五、編配流役の斷獄令に見える。なお『長編』卷五〇七一三、元符二年三月乙丑にも、編管人毎旬赴長吏廳呈身。とある。なおつけ加えれば、北宋時代、一州軍の編管人数は十人が上限であった。『宋會要』刑法四二三、皇祐五年十月二十七日。
- (58) 『長編』卷一一〇七、天聖九年六月丁丑。『宋會要』職官七六一一、天聖四年三月二日。
- (59) すべて『慶元條法事類』卷七五、編配流役による。
- (60) 『宋史』卷三七四の本傳のほか、周必大の『省齋文集』卷三〇と、楊萬

- 里の『誠齋文集』卷一一八に神道碑、墓誌銘がある。
- (61) 『容齋三筆』卷一、朱崖遷客。
- (62) 『慶元條法事類』卷七五、編配流役。ほかに、『宋會要』刑法四五四、淳熙三年十一月十二日には、赦文で、保識人なき編管・羈管者が廂房に閉じこめられ、飢餓・疾病で死ぬ様子が述べられ、身分保證と同時に同居生活するこれらの人がない時は、州が一日米二升、錢二十文を支給せよとある。
- (63) 『鶴林玉露』乙集卷二、遷謫量移。
- (64) 『慶元條法事類』卷七五、編配流役の名例赦と斷獄令。
- (65) 『文獻通考』卷一六八、淳熙十一年、校書郎羅點の上言。
- (66) 趙升『朝野類要』卷五。
- (67) 『宋會要』刑法四三三、宣和二年十二月十八日。
- (68) 本文で何回か説明抜きで羈管という熟語を使った。これは、『慶元條法事類』などでは常に編管・羈管としてあらわれ、また一般的な貶官の史料でも、安置、編管の範疇で最も重いものとして記載される。ただ史料面に顔を出す頻度は、前二者にくらべると少いため、本稿では、特に章を設けず、編管より、行動制限の厳しい、懲罰官員への拘束とだけここで注記しておく。これは罪人の場合ではないけれども、反亂を起した猪人を羈管する話で、のちに羈留といいかえ、口食を支給し、人を差して監視せしめていたところから推すと、軟禁に近い状態でもあろうか。元代の『吏文正續輯覽』が「罪人を將つて人家に寄留し、他往するを得ざるなり」というのは、宋にも當徴まるかも知れぬ。
- (69) 『宋會要』職官七六一四、紹聖三年八月二十三日。
- (70) 責授の特長は、貶黜に際し、元の官職・位階の高低にそれほど左右されずに、本文に見られる團副や上佐に降される點と、安置という居住制限を受ける點にある。
- (71) 『宋會要』職官七六三三、至道三年四月一日。
- (72) 『宋會要』職官七六三九、天聖二年二月十五日。

- (75) 『長編』卷五十一一、咸平五年三月庚戌。
- (76) 『宋會要』職官七十一三五、咸平三年四月十日。『長編』卷四七三に同文。また同書、卷一一〇七、天聖九年六月丁丑。
- (77) 『東方學報』京都、第六十三冊、一九九一。
- (78) 『白氏長慶集』卷二六。
- (79) その事例をまとめて見るには、『宋會要』職官四八一の「上佐官」が便利である。
- (80) すべて良く知られている經歷なので、いちいち出典を断わらぬ。全體として、蘇軾の方は、小川環樹『蘇軾』上（中國詩人選集二集五）の卷頭の解説が便利で、また蘇轍の方は『藕香零拾』におさめる孫汝聽の『蘇頌演年表』を利用する。
- (81) 竺沙雅章「北宋士大夫の徙居と買田―主に東坡尺牘を資料として―」（『史林』五四一、一九七一）。
- (82) このあたりは東坡の文集におさめられるいくつかの「謝表」による。
- (83) 蘇轍『欒城集』後集卷二二、亡兄子瞻端明墓誌銘。
- (84) この部分は『蘇頌演年表』にもとづくがほぼ同じ事實が『長編』卷四九六一五、元符元年三月癸酉に記されている。
- (85) 『長編』卷一一八五、景祐三年二月丙子。
- (86) 『宋會要』職官六四一、太平興國八年十二月二十六日。
- (87) 月給の安い例としては、沈括『夢溪筆談』卷三三の諧謔にのせる、下級武階三班奉職の月俸が七貫で、これではカネがたまるわけがないと嘆く話も参考になろう。
- (88) つけ加えると、安置の語は後代にもよく使われる。徂徠は『明律』のそれを解して、「流刑は流とも安置とも云」とし、清朝の『六部成語註解』では「流徙之犯を安放し、それをして工作せしむるなり」と言う。宋代の安置は、もう少し嚴密な意味で使われていた。
- (89) 宮觀差遣の概様は、すでに幾つかの論文で説明されている。その代表的なものとしては、梁天錫『宋代祠祿制度考實』（香港龍門書店、一九七八）が挙げられる。
- (90) 王鳴盛『十七史商榷』卷八五、分司官。
- (91) 『資治通鑑』卷二四九、大中十年十二月の鄭祗徳の分司に對する胡三省注。似た記事と注は卷二四三の長慶元年七月甲寅にもある。
- (92) 『冊府元龜』卷四七五、臺省部、奏議六。これは、天成元年十二月庚寅のこと。ついで同じ卷には、天成三年五月、尙書左丞の崔居儉も西京に分司官を置くことを請う記事が見える。
- (93) 留臺、留司、分司は同じ平面で扱ってよいが「留守」は全く違う性質を持つ。宋代の三京留守は、三京府の正式の府知事以下の官職で、選人の位階などでもこれがしばしばあらわれる。
- (94) 『宋史』卷一一七、職官四、御史臺の項の末尾。ちなみに『宋會要』では「三京留守御史臺」と「分司」を區別し、前者は職官一七に、後者は職官四六におく。
- (95) こまかい話となるが、『宋會要』職官一七三八によると南京留司御史臺が置かれたのは慶曆五年九月（一〇四五）、南京のそれは二年あとの七年六月二十一日である。ところが、南京分司官の方は、それより先の眞宗天禧四年十二月（一〇二〇）、『宋會要』職官四六三三）に見える。留臺官は分司官では必ずしもない證明にはなろう。
- (96) 葉夢得『石林燕語』卷四。
- (97) 徐度『却掃篇』卷上。ここでいう「錢糧を出納する」は、『宋史』職官志の「國子監」の監丞に全く同じ文言がみられる。本格的な事務責任をとる意味ではなからう。
- (98) 『長編』卷三八九五、元祐元年十月丁亥。『宋會要』職官四六一六。
- (99) 『長編』卷二一六、太平興國五年七月丁未。
- (100) 『長編』卷一一四、開寶三年三月庚申。同卷一八七、太平興國二年二月乙卯。
- (101) 『長編』卷三六四、淳化五年五月戊寅、上文謂近臣曰、朕毎日御殿、自選循吏、候選及三三百人、天下郡縣何愁不治、迂儒因循之人、並與

諸州副使・分司西京、或且給俸祿、不與差遣、然此輩又如何消國家祿食也。

(102) 仁宗時代以降、とくに「分司致仕」の四字が目立つように感じられる。

『宋會要』職官七六一二、慶曆二年七月十四日の、臣僚言、命官犯罪、或年七十以上、乞臨時取旨、量其歷官勞績・情理輕重、或授以分司致仕、或放歸田里（下略）。とあるあたりが、分司致仕を進める役割を果たしたかと推定される。

(103) 『長編』卷一一八五、景祐三年三月戊戌。『山堂考索』續集卷三九、官制門、宋朝祿秩。また『長編』卷三七三三、元祐元年三月己卯には、

正任刺史以上致仕、于嘉祐祿令、料錢、衣賜、依分司官例、分司官依現任官令支給。と書かれている。

(104) 宋敏求『春明退朝錄』卷下。

(105) 龐元英『文昌雜錄』。

『宋會要』職官五四二七、熙寧四年十一月十六日。詔、應提舉管勾內外諸官觀及嶽廟官、常留一員在彼、餘總如分司致仕例、任便居住。

(107) 『宋會要』職官四六二五、元豐四年十二月十六日。『長編』卷三二二一一も同じ。

(108) 『宋會要』職官四六二五、元祐元年五月十八日。『長編』卷三七八四。

(109) 『宋會要』職官四六二五、元祐元年五月十八日。

(110) 『宋會要』職官四六二七、建炎三年三月十二日以下の諸例。

(111) 『全唐文』と『藝文類聚』によって、それらを簡單に見ることができる。

(112) この部分、太平興國元年十一月の敕書では、先是、不赴西川・嶺南諸處州縣官等、並與敍用。とあって、若干異なる。以後の敕文からはこの條項は消える。いまは暫くこのままにしておく。

(113) こういう書き方がしてあれば胥吏を指す場合が普通である。この敕文の冒頭には官とだけあり、吏は含まぬかも知れぬが、官吏となつてゐる敕文も前後にあり、いずれとも決めかねる。

(114) 『慶元條法事類』卷七五、編配流役の斷獄令。

(115) 『宋會要』刑法四三三九、宣和四年三月二十六日。

(116) 『宋會要』職官七六一七、元豐八年正月九日。同三月二日の敕書。

(117) 『宋會要』職官七六一七。

(118) 『宋會要』職官七六一七、宣和六年十一月十九日、南郊敕文。

(119) 『宋會要』職官七六一八。なお、このような「差遣」關係の停職、降職處分者を再任用する時には「牽復」という用語が使われる。

(120) 『宋會要』職官七六一四。

〔補記〕 小論を脱稿したのち、一九九二年の宋史研究會の年會の發表を聚めた『宋史研究論文集』（鄧廣銘、王云海等主編、河南大學出版社、一九九三）を手にした。この中で、河南大學の苗書梅氏の「宋代官員黜降法初探」は、小論の三、四章と深く關係し、引用史料も共通するものが多い。ただ、全體の組立て方は別なので、それによって小論に手を加えることはしなかった。